

◆ 第1部 ◆

出入国管理をめぐる近年の状況

第 1 章 外国人の入国・在留等の状況

第 1 節 外国人の出入国の状況

① 外国人の出入国者数の推移

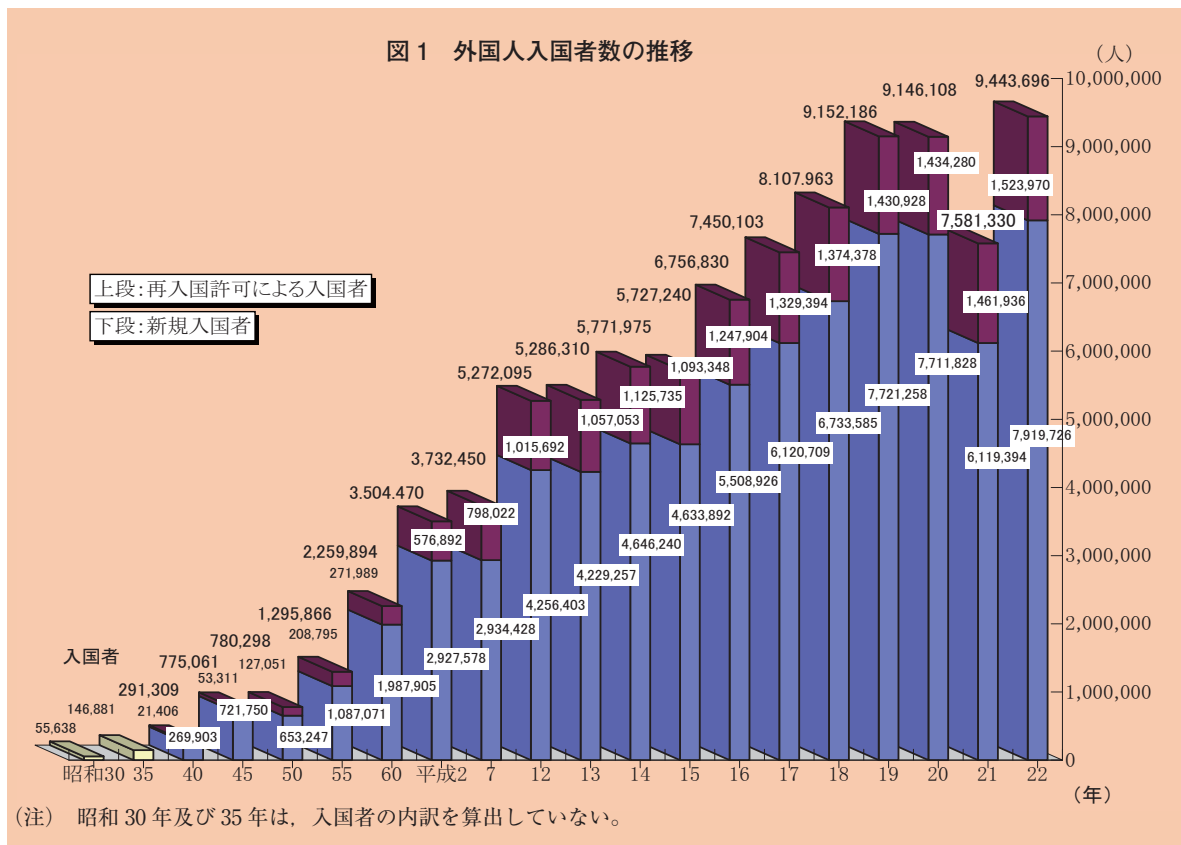
(1) 外国人の入国

ア 入国者数

我が国への外国人入国者数は、出入国管理に関する統計を取り始めた昭和 25 年はわずか 1 万 8 千人であったが、27 年 4 月 28 日に「日本国との平和条約」（昭和 27 年条約第 5 号）が発効したことに伴って我が国が完全な主権を回復し、出入国管理令に基づいて入国の許否を決することとなり、また、その後、航空機の大型化、ジェット化が進むなど国際輸送手段の整備によって外国渡航の割安感、便利さの高まりによりほぼ一貫して増加の途をたどり、53 年には 100 万人、59 年には 200 万人、平成 2 年には 300 万人、8 年には 400 万人、12 年には 500 万人、19 年には 900 万人の大台をそれぞれ突破した。22 年は、21 年の 758 万 1,330 人と比べて 186 万 2,366 人（24.6%）増の 944 万 3,696 人となり、過去最高となった。

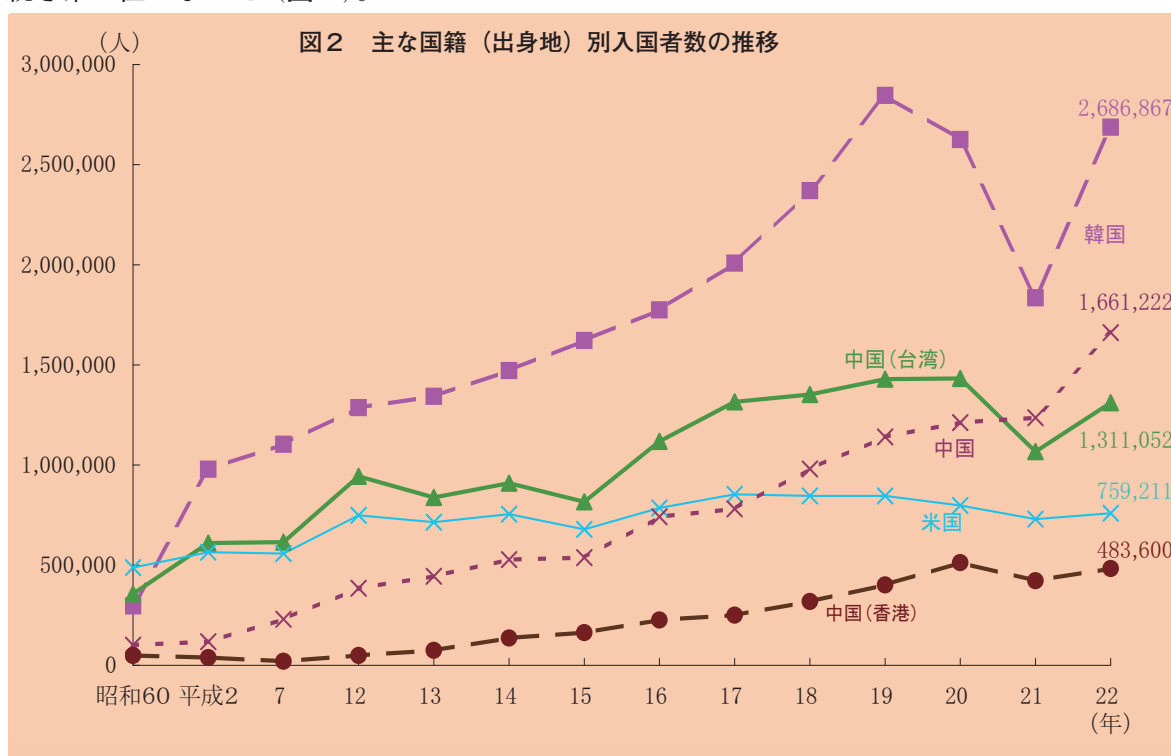
平成 22 年における外国人入国者 944 万 3,696 人のうち「新規入国者」数は 791 万 9,726 人で、21 年の 611 万 9,394 人と比べて 180 万 332 人（29.4%）増加し、「再入国者」数は 152 万 3,970 人で、21 年の 146 万 1,936 人と比べて 6 万 2,034 人（4.2%）増加している。

新規入国者が大幅に増加したのは、アジア地域の景気回復に加え、中国に対する観光査証の発給条件緩和措置もあって、同地域からの観光客等の入国者数が増加したことなどが要因と考えられる（図 1）。



イ 国籍（出身地）別

平成22年における外国人入国者数を国籍（出身地）別に見ると、韓国が268万6,867人と最も多く、入国者全体の28.5%を占めている。以下、中国、中国（台湾）、米国、中国（香港）、タイの順となっている（注）。このうち、近隣の国（地域）である韓国、中国、中国（台湾）の3か国（地域）で入国者数全体の59.9%と半数以上を占めており、また、上位5か国（地域）で全体の73.1%を占めている。このうち、韓国は昭和63年に米国を抜いて第一位となって以来その座にあり、海外渡航に係る規制緩和がなされ、韓国人で「短期滞在」を目的とする者に対して実施期間を限定しない査証免除措置が平成18年3月にとられたことなど、両国間の人の交流拡大のための様々な施策が功を奏したものと考えられる。また、中国からの入国者数は査証発給の緩和措置がとられ日本への観光旅行が比較的容易となったことなどから年々増加しており、前年に引き続き第二位となった（図2）。



上位5か国の国籍（出身地）について平成21年と22年で入国者数を比較すると、韓国が85万1,490人（46.4%）増加、中国が42万4,972人（34.4%）増加、中国（台湾）が24万3,918人（22.9%）増加、米国が2万9,508人（4.0%）増加、中国（香港）が6万1,113人（14.5%）増加となっている。

その他、タイが3万7,221人（18.7%）増加、オーストラリアが1万4,734人（6.8%）増加、英国が3,444人（1.8%）増加となっている。

（注） 出入国関係の統計においては、中国本土を「中国」、台湾を「中国（台湾）」と記載している。また、香港については、中国国籍を有する者で中国香港特別行政区旅券（SAR（Special Administrative Region）旅券）を所持する者（有効期間内の旧香港政庁発給の身分証明書を所持する中国籍者を含む。）を「中国（香港）」、香港の居住権を有する者で英国政府の発給した香港英国海外国民旅券（BNO（British National Overseas）旅券：香港居住者のみを対象とする英国旅券）を所持する者（有効期間内（1997年6月30日以前）に旧香港政庁発給の英国（香港）旅券を所持し入国した者を含む。）を「英国（香港）」と記載している。なお、BNO旅券は更新発給が制限されており、順次SAR旅券に移行している。

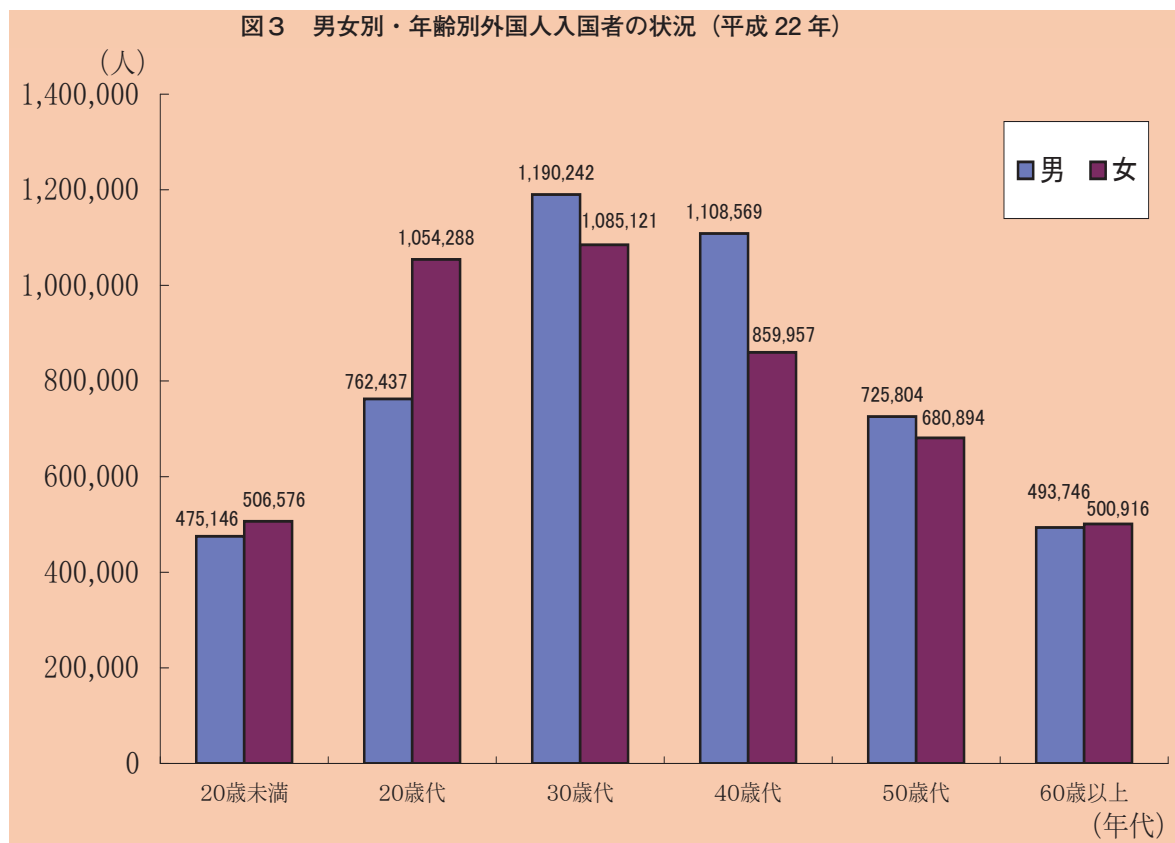
他方、外国人登録関係の統計においては、中国については出身地を区別せず「中国」と記載し、また、BNO旅券所持者は「英国」に含まれている。

なお、外国人登録者数の統計上、韓国人・朝鮮人については、「韓国・朝鮮」として一括集計している。

ウ 男女別・年齢別

平成 22 年における外国人入国者について男女別にその数を見ると、男性 475 万 5,944 人、女性は 468 万 7,752 人であり、男女比率は、男性が全体の 50.4%、女性が 49.6%となっており、若干男性が女性を上回っている。

次に、平成 22 年について年齢別に見ると、30 歳代が最も多く、入国者全体の 24.1%となっている。さらに、年齢別の男女構成比で見ると、30 歳代以上の年齢層では男性の比率が高く、20 歳代以下の年齢層では女性の比率が高いことが特徴的である（図 3）。



エ 入国目的（在留資格）別

平成 22 年の新規入国者数は 791 万 9,726 人で、これを入国目的（在留資格）別に見ると、在留資格「短期滞在」が 763 万 2,536 人で最も多く、新規入国者全体の 96.4%を占めており、次いで、「研修」5 万 1,725 人（0.7%）、「留学」4 万 8,706 人（0.6%）、「興行」2 万 8,612 人（0.4%）の順となっている（表 1）。

表 1 在留資格別新規入国者数の推移

(人)

在留資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数		6,733,585	7,721,258	7,711,828	6,119,394	7,919,726
外交		8,682	9,205	12,029	10,183	11,167
公用		13,136	14,519	24,358	22,229	27,000
教授		2,380	2,365	2,456	2,639	2,639
芸術		223	239	222	226	256
宗教		897	985	828	771	713
報道		92	119	226	170	136
投資・経営		777	918	919	857	896
法律・会計業務		3	8	2	4	3
医療		3	6	1	6	2
研究		555	559	563	592	528
教育		3,070	2,951	2,930	2,499	2,339
技術		7,715	10,959	9,212	3,363	2,852
人文知識・国際業務		7,614	7,426	5,690	4,167	4,113
企業内転勤		5,564	7,170	7,307	5,245	5,826
興行		48,249	38,855	34,994	31,170	28,612
技能		4,239	5,315	6,799	5,384	3,588
技能実習 1 号イ						2,282
技能実習 1 号ロ						23,720
文化活動		3,670	3,454	3,378	3,557	3,159
短期滞在		6,407,833	7,384,510	7,367,277	5,822,719	7,632,536
留学		26,637	28,779	34,005	37,871	48,706
就学		19,135	19,160	24,111	28,278	14,772
研修		92,846	102,018	101,879	80,480	51,725
家族滞在		17,412	20,268	22,167	20,540	19,486
特定活動		7,446	8,009	8,413	9,863	11,972
日本人の配偶者等		26,087	24,421	19,975	14,951	11,452
永住者の配偶者等		1,319	1,710	1,964	1,684	1,068
定住者		28,001	27,326	20,123	9,946	8,178
一時庇護		-	4	-	-	-

※ 「就学」は、平成 22 年 6 月 30 日までの人数。

※ 「技能実習 1 号イ」及び「技能実習 1 号ロ」は、平成 22 年 7 月 1 日からの人数。

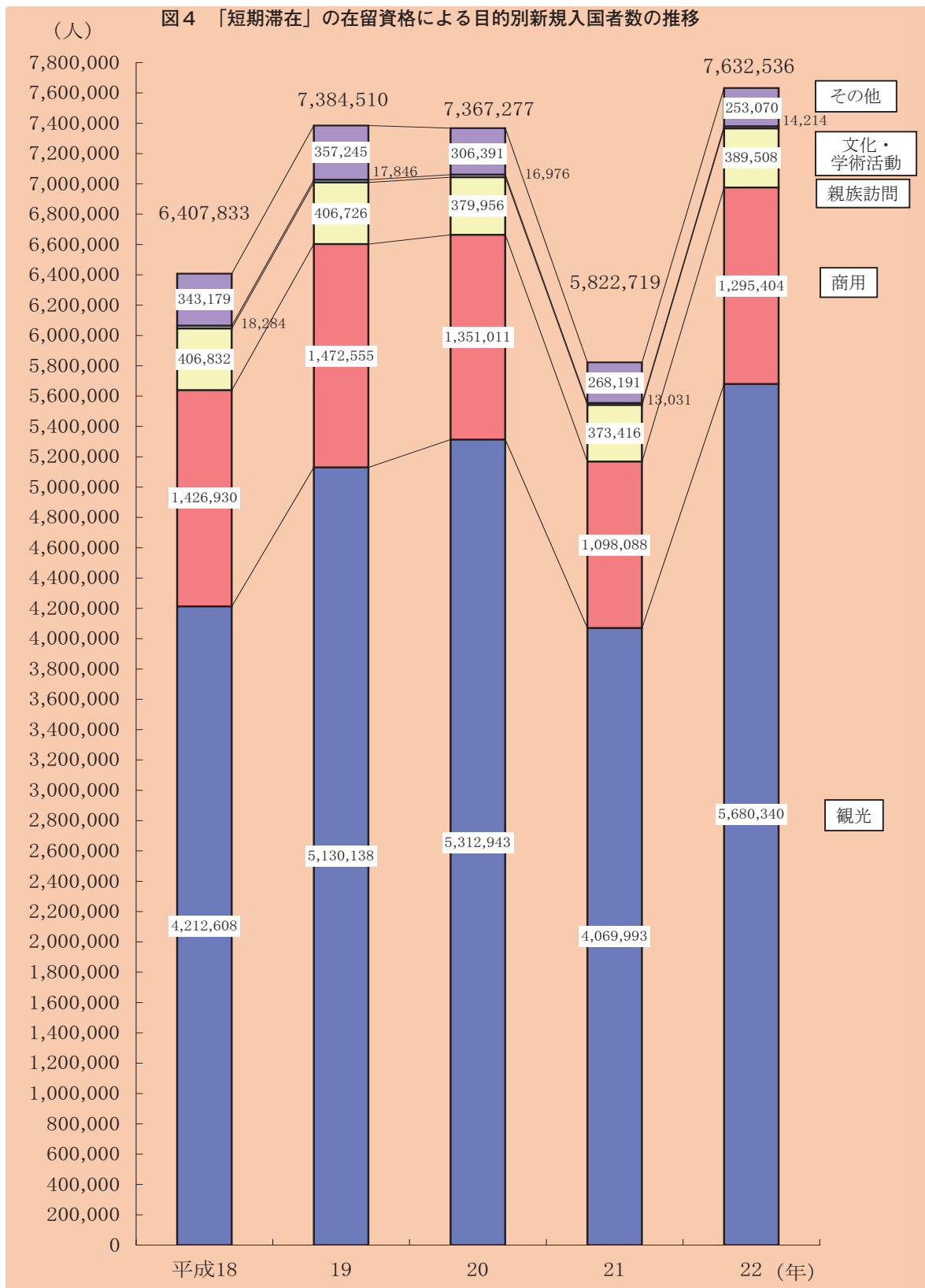
この新規入国者数は、言わば、我が国における外国人の人の流れを示す「フロー」に当たるものであり、後記の外国人登録者数が我が国におけるある時期の滞在者の統計を示す「ストック」という関係になる。

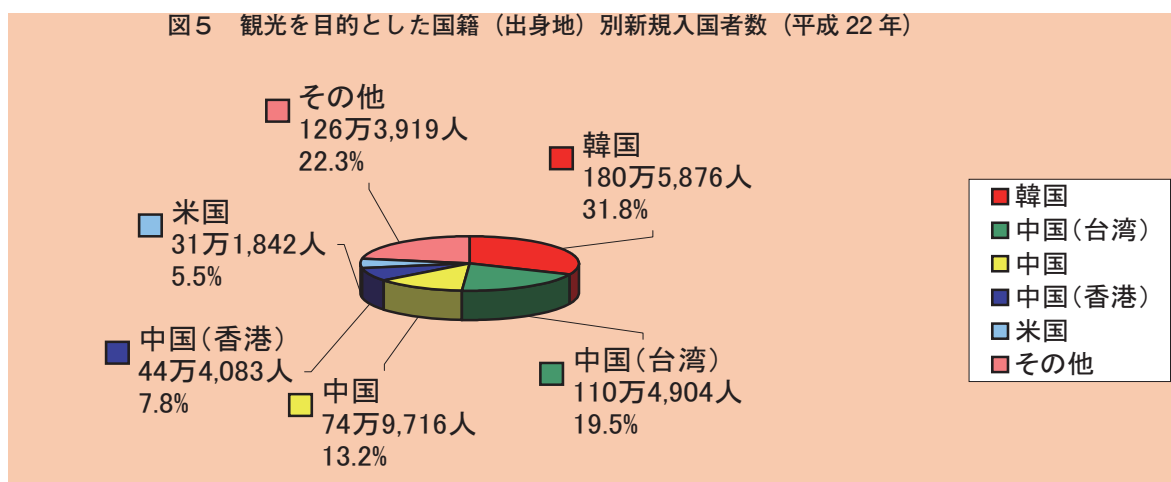
(ア) 短期滞在者

平成 22 年における「短期滞在」による新規入国者数について、更に詳細に見ると、観光を目的とした外国人は 568 万 340 人で新規入国者全体の 71.7% を占め、商用を目的とした外国人が 129 万 5,404 人 (16.4%) と続いている。特に観光客の動向は、各種イベントの開催や為替レートの動向、さらには観光客誘致のための各種施策の実施等、我が国をめぐる様々な事情に比較的影響されやすく、そうした短期滞在者が大部分を占める外国人新規入国者数の推移は、結局その時期の我が国の社会状況や国内外の動向を反映しているといえることができる。

なお、この在留資格をもって在留する外国人は、就労活動に従事することができないことに加え、比較的簡易な手続により入国を認めていることもあって、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている (入管法第 19 条, 第 20 条)。

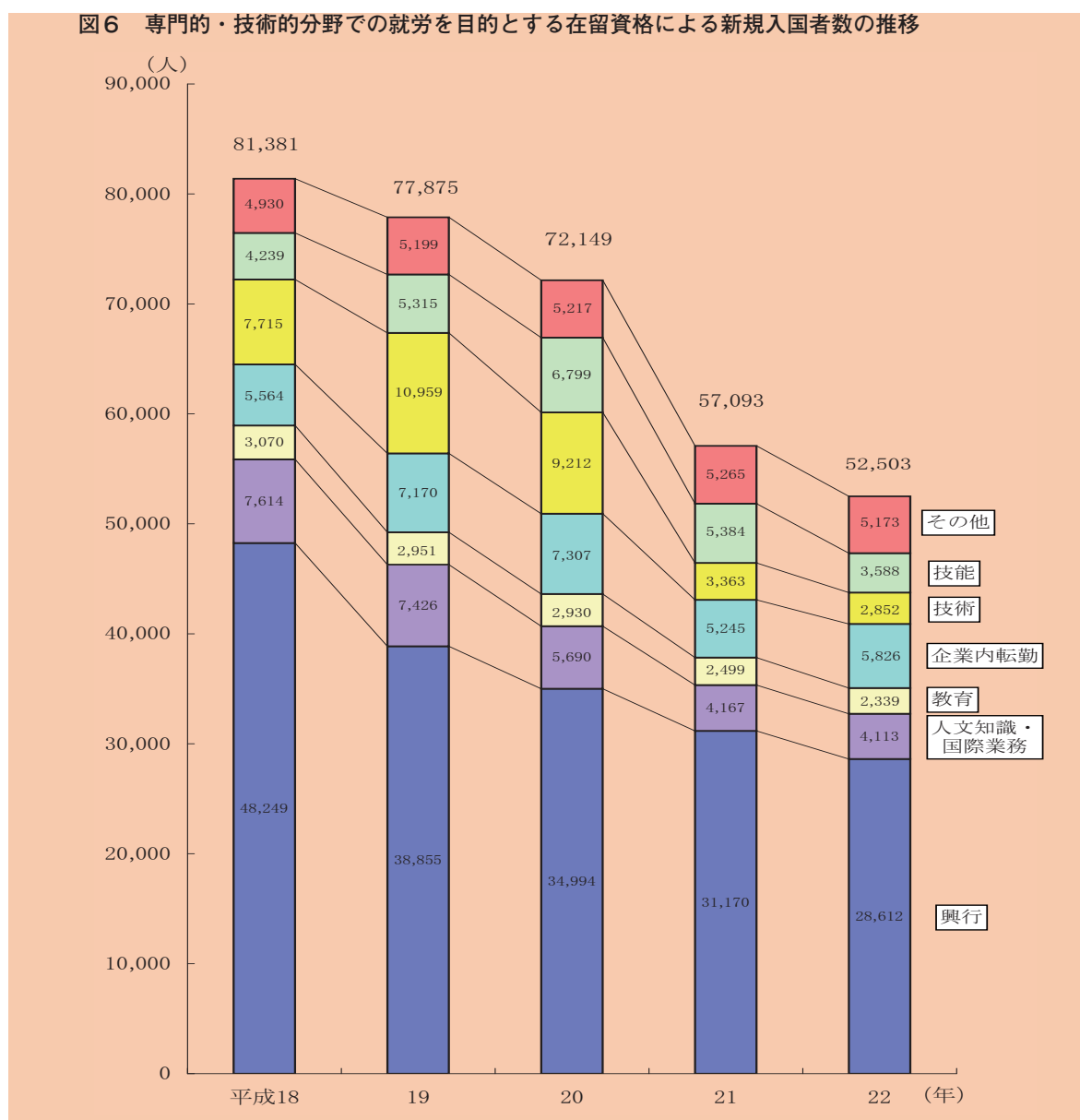
また、観光を目的とした新規入国者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が180万5,876人で最も多く、観光を目的とした新規入国者全体の31.8%を占めている。以下、中国（台湾）の110万4,904人（19.5%）、中国の74万9,716人（13.2%）、中国（香港）の44万4,083人（7.8%）の順となっている。韓国、中国（台湾）及び中国からの観光客で6割を超えており、今後もこれらの国・地域からの観光客の誘致が積極的に行われていくものと思われる（図4、5）。





(イ) 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人

平成22年における専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格（法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。）による新規入国者数は5万2,503人であり、21年と比べ4,590人（8.0%）減少となっている（図6）。



平成 22 年における新規入国者全体に占める、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格による新規入国者数の割合は 0.7%である。

なお、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格には含まれないが、「日本人の配偶者等」や「定住者」など身分又は地位により在留資格を付与されている者は在留活動に制限が設けられておらず、また、旅行を目的としつつその資金に充当するための就労が可能なワーキング・ホリデー制度の利用者、大学教育の一環として我が国の企業に受け入れられて就業体験をする、いわゆるインターンシップ制度を利用する外国の大学生及び資格外活動の許可を受けた留学生等も同許可の範囲内で就労が認められているので、実際に働くことのできる外国人の割合は更に大きなものとなる。

以下、就労を目的とする外国人のうち、特徴的なカテゴリーの動向を見ていくこととする。

a 「技術」、 「人文知識・国際業務」 及び 「企業内転勤」 (資料編 2 統計 (1) 2-1, 3-1, 4-1)

一般企業で就労する外国人社員に相当する在留資格での平成 22 年の新規入国者数は、「技術」の在留資格 2,852 人、「人文知識・国際業務」の在留資格 4,113 人、「企業内転勤」の在留資格 5,826 人の計 1 万 2,791 人となっており、21 年と比べ、「技術」の在留資格は 511 人 (15.2%) の減少、「人文知識・国際業務」の在留資格は 54 人 (1.3%) の減少、「企業内転勤」の在留資格は 581 人 (11.1%) の増加となり、これらの在留資格の合計では 16 人 (0.1%) の増加となっている。

なお、後記第 2 節 1 (3) イのとおり、これらの在留資格のいずれについても、日本に在留する外国人登録者数は近年ほぼ一貫して増加していたが、平成 22 年 12 月末現在で「技術」 4 万 6,592 人、「人文知識・国際業務」 6 万 8,467 人、「企業内転勤」 1 万 6,140 人の計 13 万 1,199 人となっており、21 年と比べて 5,475 人 (4.0%) の減少となっており、平成 21 年から減少傾向にある。

「技術」の在留資格による新規入国者数を国籍 (出身地) 別に見ると、中国 983 人 (34.5%)、インド 384 人 (13.5%)、韓国 302 人 (10.6%)、フィリピン 226 人 (7.9%) の順となっており、これら 4 か国で「技術」の在留資格による新規入国者全体の 66.4%を占めている。

なお、平成 20 年の減少傾向に加え、平成 21 年の世界的な景気後退の影響もあり、「技術」での新規入国者数が大幅に減少し、引き続き減少傾向となっている。

また、「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者数について見ると、米国 986 人 (24.0%)、中国 592 人 (14.4%)、韓国 552 人 (13.4%)、英国 286 人 (7.0%) の順となっており、これらの 4 か国で「人文知識・国際業務」の在留資格による新規入国者全体の 6 割弱を占めている。

さらに、「企業内転勤」の在留資格による新規入国者数について見ると、中国 1,937 人 (33.2%)、米国 528 人 (9.1%)、インド 520 人 (8.9%)、韓国 505 人 (8.7%) の順となっており、これらの 4 か国で「企業内転勤」の在留資格による新規入国者全体の約 6 割を占めている。

b 「技能」 (資料編 2 統計 (1) 6-1)

外国特有の分野における熟練した職人ともいえるべき「技能」の在留資格による新規入国者数は、平成 13 年以降減少し、16 年に増加に転じていたが、22 年は 21 年と比べ 1,796 人 (33.4%) 減少の 3,588 人となり、平成 21 年から減少に転じている。

なお、日本に在留する「技能」に係る外国人登録者数は平成 13 年から一貫して増加し、22 年 12 月末現在で 3 万 142 人となるなど、我が国においてその熟練した技能を活かして就労する外国人は増加している。

「技能」の在留資格による平成22年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、外国料理の調理人がこの在留資格の多くを占めていることもあって、中国1,924人（53.6%）、ネパール563人（15.7%）、インド451人（12.6%）、タイ134人（3.7%）の順となっており、これらの4か国で「技能」の在留資格による新規入国者全体の85.6%を占めている。

c 「興行」（資料編2統計（1）5-1）

「興行」の在留資格による新規入国者数は、平成13年以降一貫して増加していたところ、17年以降減少し、22年も21年と比べ2,558人（8.2%）減少の2万8,612人となった。このような減少傾向は、平成18年に在留資格「興行」に係る上陸許可基準（省令）の見直しを行い、上陸審査・在留審査の厳格化が図られたこと等が影響していると考えられる。しかし、専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の中では依然として最も大きな割合を占めている。

「興行」の在留資格による平成22年の新規入国者数を国籍（出身地）別に見ると、米国、英国、フィリピン、韓国の順となっている。このうち、フィリピンは歌手、ダンサーとして稼働する者を中心に1,506人と、21年に比べ367人（19.6%）減少している。

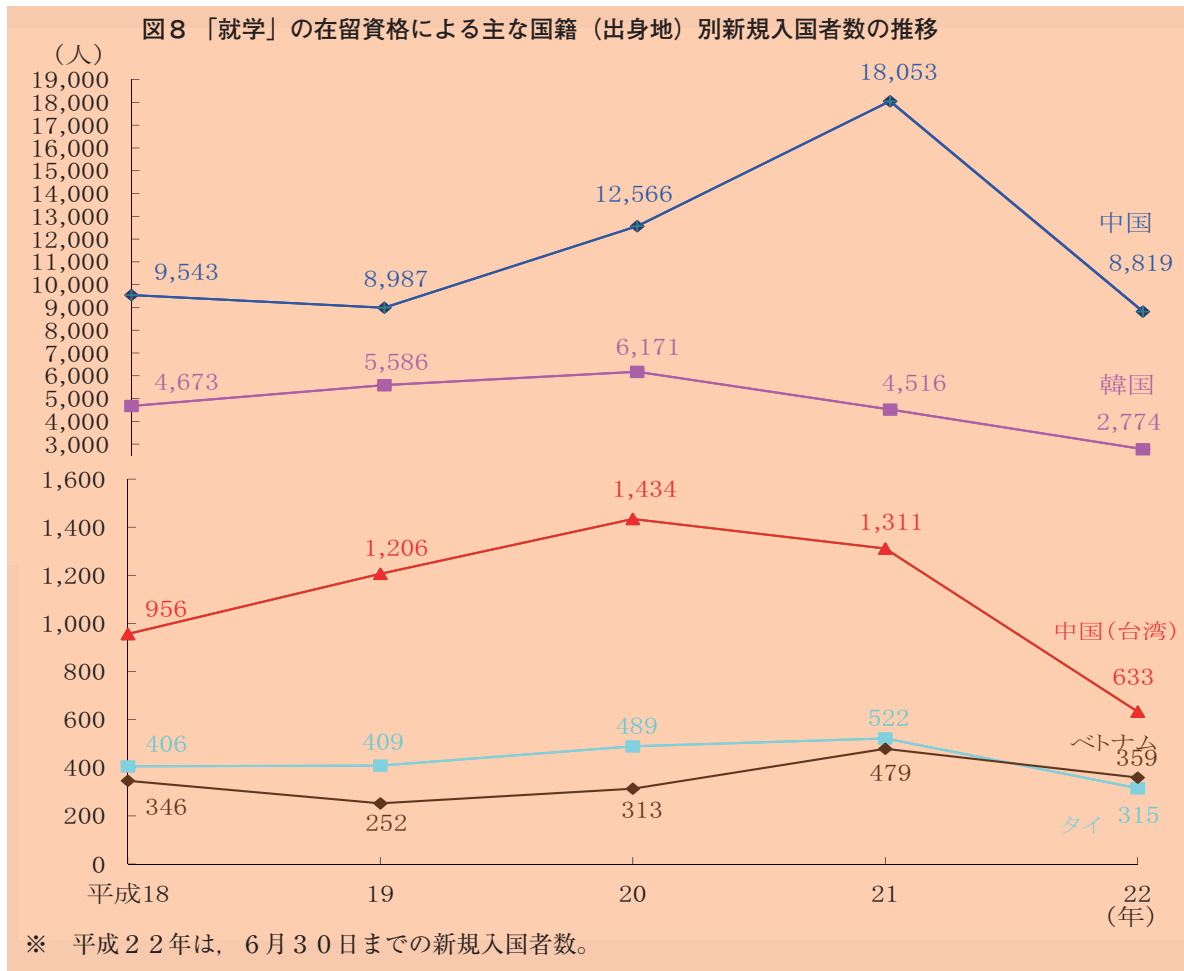
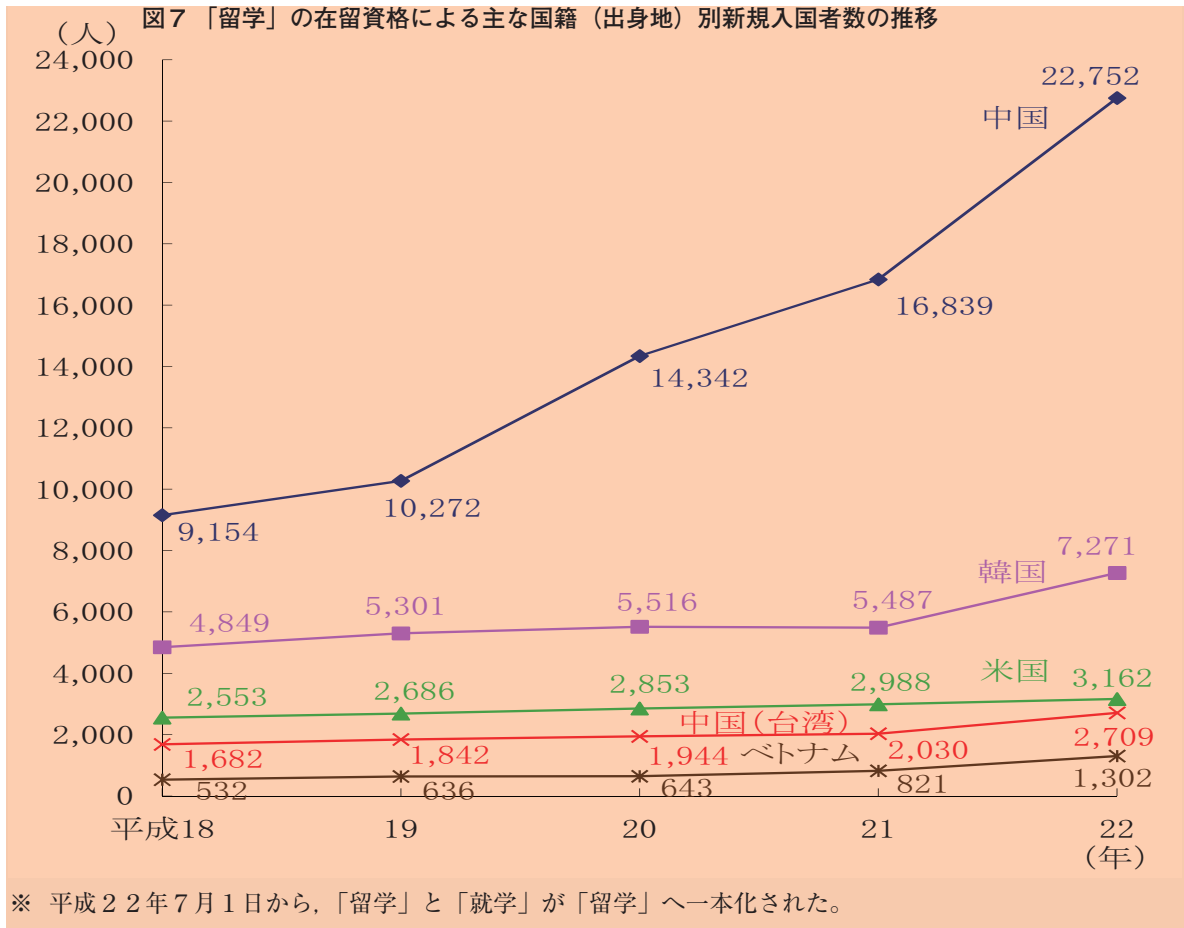
(ウ) 留学生・就学生（資料編2統計（1）9-1, 10）

「留学」の在留資格による平成22年の新規入国者数は、21年と比べ1万835人（28.6%）増加の4万8,706人となっている。他方、「就学」の在留資格による22年の新規入国者数は、平成22年7月から「就学」の在留資格が「留学」へ一本化されたことに伴い、21年と比べ1万3,506人（47.8%）減少の1万4,772人となっている。

平成22年の新規入国者数を地域別に見ると、「留学」、「就学」のいずれについてもアジアからの学生が大部分を占めている（留学生81.4%、就学生94.4%）。

さらに、国籍（出身地）別に見ると、「留学」については、中国が2万2,752人で全体の46.7%を占めており、これに韓国7,271人（14.9%）が続いている。平成21年と比べ中国は5,913人（35.1%）増加、韓国は1,784人（32.5%）増加した。

また、「就学」については、中国が8,819人で全体の59.7%を占めており、これに韓国が2,774人（18.8%）が続いている。平成21年と比べ、中国は9,234人（51.1%）減少、韓国は1,742人（38.6%）減少している（図7, 8）。

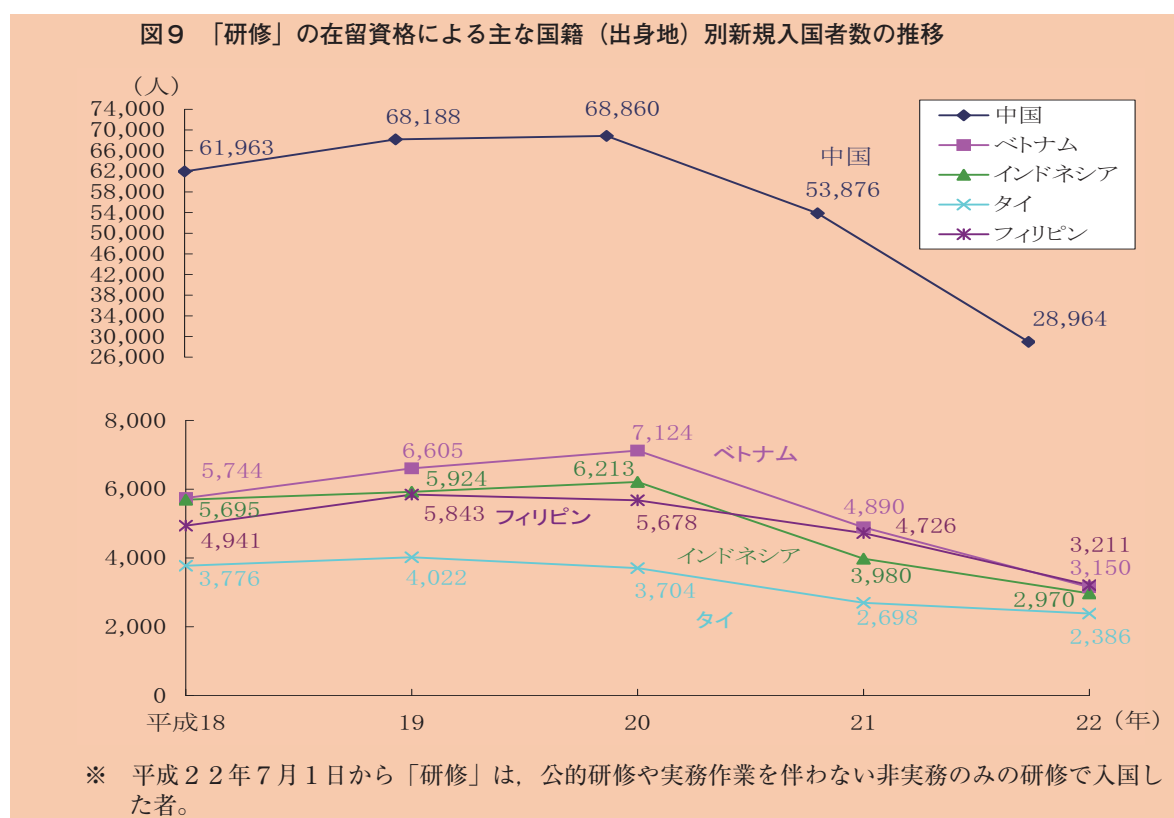


(エ) 研修生・技能実習生（資料編2統計（1）7-1, 11-1）

「研修」の在留資格による平成22年の新規入国者数は5万1,725人であり、21年と比べ2万8,755人（35.7%）減少した。これは、平成21年7月に成立した「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（以下「改正入管法」という。）の新たな研修・技能実習制度が22年7月1日から施行されたことに伴い、在留資格「研修」は、非実務のみの研修又は公的研修のみが対象となったことが要因と考えられる。なお、講習による知識修得及び雇用契約に基づく技能等修得活動を行う場合は、改正入管法により新設された「技能実習（1号）」（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動）の在留資格の対象となる。

地域別に見ると、研修生の派遣が多い近隣諸国を中心とするアジアが、平成22年には4万6,161人で全体の89.2%を占めており、日本社会の様々な分野におけるアジアとのつながりから考えて、今後ともこの傾向は続くと考えられる。アジア以外では、アフリカ2,206人（4.3%）、南アメリカ1,200人（2.3%）となっている。

国籍（出身地）別に見ると、中国が2万8,964人で「研修」の在留資格による新規入国者全体の56.0%を占め、以下、フィリピン3,211人（6.2%）、ベトナム3,150人（6.1%）、インドネシア2,970人（5.7%）の順となっている（図9）。



新設された「技能実習（1号）」の在留資格による平成22年の新規入国者数は2万6,002人である。

国籍（出身地）別にみると、中国が2万133人で全体の77.4%を占め、以下、ベトナム2,184人（8.4%）、インドネシア1,454人（5.6%）、フィリピン1,212人（4.7%）の順となっている。

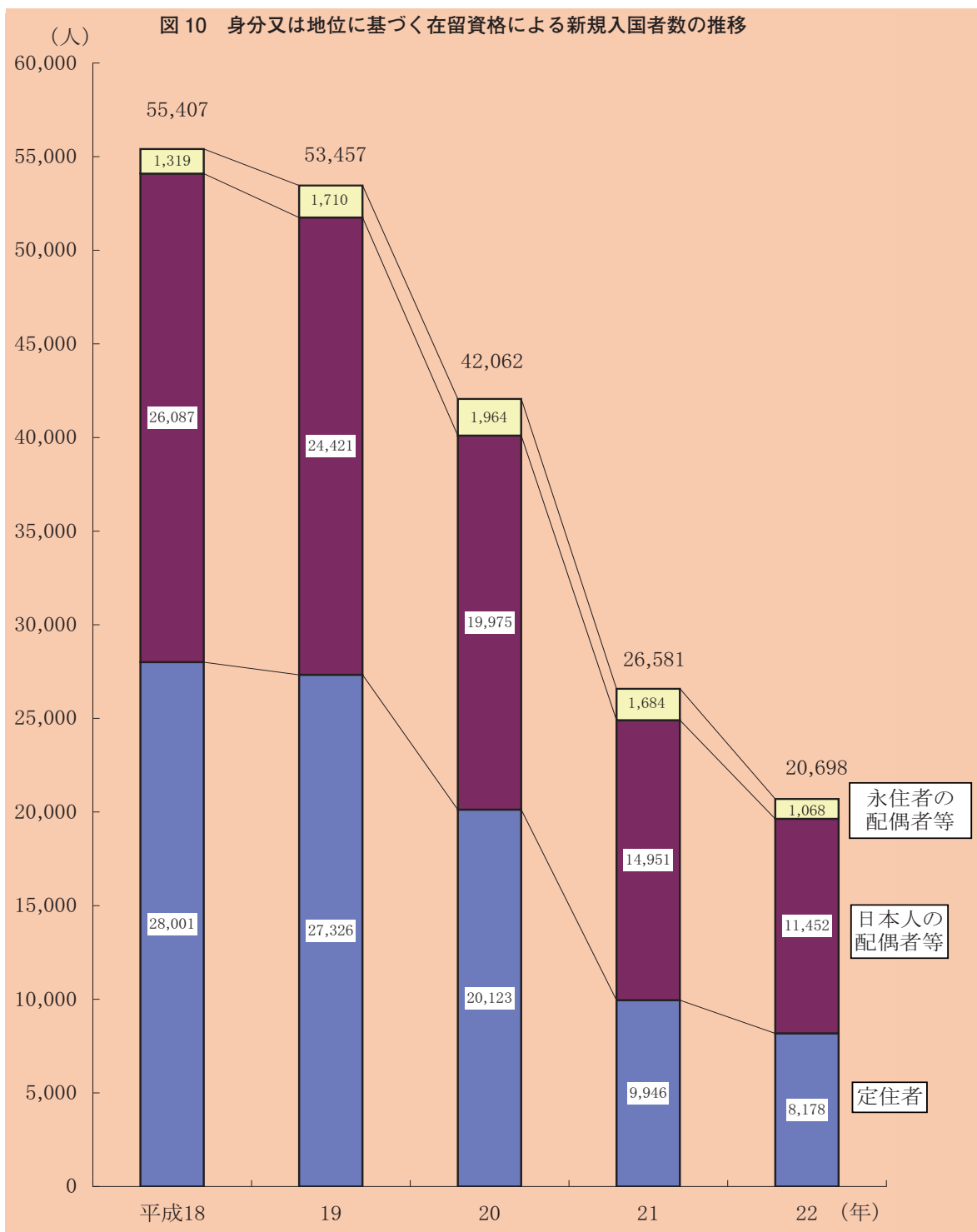
なお、平成22年の「研修」の在留資格による新規入国者数と「技能実習（1号）」の在留資格による新規入国者数の合計は7万7,727人であり、21年の「研修」の在留資格による新規入国者数と比べ2,753人（3.4%）減少した。

(オ) 身分又は地位に基づいて入国する外国人（資料編 2 統計（1）14－1, 15－1）

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」がある（「永住者」の在留資格は、外国人の入国時点に付与されることはない（入管法第7条第1項第2号））。

「日本人の配偶者等」の在留資格による平成 22 年における新規入国者数は 1 万 1,452 人、「永住者の配偶者等」の在留資格は 1,068 人となっており、21 年と比べ「日本人の配偶者等」は 3,499 人（23.4%）減少、「永住者の配偶者等」は 616 人（36.6%）減少している。

平成 22 年における「定住者」の新規入国者数は 8,178 人で 21 年と比べ 1,768 人（17.8%）減少している。国籍（出身地）別に見ると、ブラジル 2,246 人（27.5%）で最も多く、これにフィリピン 2,195 人（26.8%）、中国 2,097 人（25.6%）と続いている（図 10）。



(2) 特例上陸（一時庇護のための上陸の許可を除く）

平成22年に特例上陸の許可を受けた者の数は197万2,090人であり、21年と比べ8万3,386人（4.4%）増加している。

このうち、平成22年における乗員上陸許可を受けた者の数は194万6,807人であり、特例上陸許可全体の98.7%と大部分を占め、寄港地上陸許可を受けた者の数が2万4,355人（1.2%）でこれに続いている（表2）。

表2 特例上陸許可件数の推移

(件)

区分	年	平成18	19	20	21	22
総数		2,092,527	2,089,456	2,079,981	1,888,704	1,972,090
寄港地上陸		51,338	41,680	31,908	34,658	24,355
通過上陸		277	371	451	394	458
乗員上陸		2,040,436	2,047,033	2,047,221	1,853,267	1,946,807
緊急上陸		274	300	314	368	381
遭難上陸		202	72	87	17	89

以下では、特例上陸の許可を区分別に見ることとする。

ア 寄港地上陸の許可

平成22年に寄港地上陸の許可を受けた者の数は2万4,355人であり、21年と比べ1万303人（29.7%）減少している。

イ 通過上陸の許可

平成22年に通過上陸の許可を受けた者の数は458人であり、21年と比べ、64人（16.2%）増加している。



臨船サーチ風景

ウ 乗員上陸の許可

平成22年に乗員上陸の許可を受けた者の数は194万6,807人であり、21年と比べ9万3,540人（5.0%）増加している。これは、景気の回復により、運航会社が路線や便数の見直し等を行ったため、本邦へ乗り入れる航空機等が増加したためと考えられる。

エ 緊急上陸の許可

平成22年に緊急上陸の許可を受けた外国人の数は381人であり、21年と比べ13人（3.5%）増加している。

オ 遭難による上陸の許可

平成22年に遭難による上陸の許可を受けた外国人の数は89人であり、21年と比べ72人（423.5

%) 増加している。

(3) 外国人の出国

再入国許可を得て出国する者を除く、いわゆる「単純出国者」数は、平成 22 年では 786 万 5,081 人となっており、20 年の 759 万 2,261 人を抜き、過去最高となった。

このうち、滞在期間 15 日以内の出国者数は 722 万 9,477 人で、全体の 91.9%と大部分を占め、さらに、3 月以内の出国者で見ると 768 万 3,429 人で、全体の 97.7%に及んでいる（表 3）。

表 3 滞在期間別外国人単純出国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	6,580,241	7,552,966	7,592,261	6,046,150	7,865,081
1	5 日 以 内	5,939,544	6,922,329	6,958,485	5,423,103	7,229,477
1	5 日 を 超 えて 1 月 以 内	228,664	240,710	252,854	237,515	266,227
1	月 を 超 えて 3 月 以 内	235,324	223,473	207,055	179,882	187,725
3	月 を 超 えて 6 月 以 内	45,536	36,924	34,243	30,638	29,777
6	月 を 超 えて 1 年 以 内	60,486	49,978	49,009	48,709	43,085
1	年 を 超 えて 3 年 以 内	50,814	59,554	68,933	85,253	80,770
3	年 を 超 え る	17,519	17,630	18,618	35,945	24,976
不	詳	2,354	2,368	3,064	5,105	3,044

② 上陸審判状況

(1) 上陸口頭審理・異議申出案件の受理・処理

上陸審査手続は入国審査官による上陸の審査、特別審理官による口頭審理及び法務大臣による裁決という、いわゆる三審制の仕組みとなっているが、そのうちの二審と三審、すなわち上陸口頭審理から法務大臣の裁決までの手続を上陸審判という。個人識別情報を提供しない外国人及び入国審査官による上陸審査において上陸を許可されなかった外国人は、口頭審理を行うため二審を担当する特別審理官に引き渡されることとなる（入管法第 7 条第 4 項及び第 9 条第 5 項）（注 1）（図 11）。

平成 22 年の口頭審理の新規受理件数（入国審査官が上陸を許可しなかった外国人を特別審理官に引き渡した件数）は、7,365 件であり、過去 5 年間で最も少なかった。

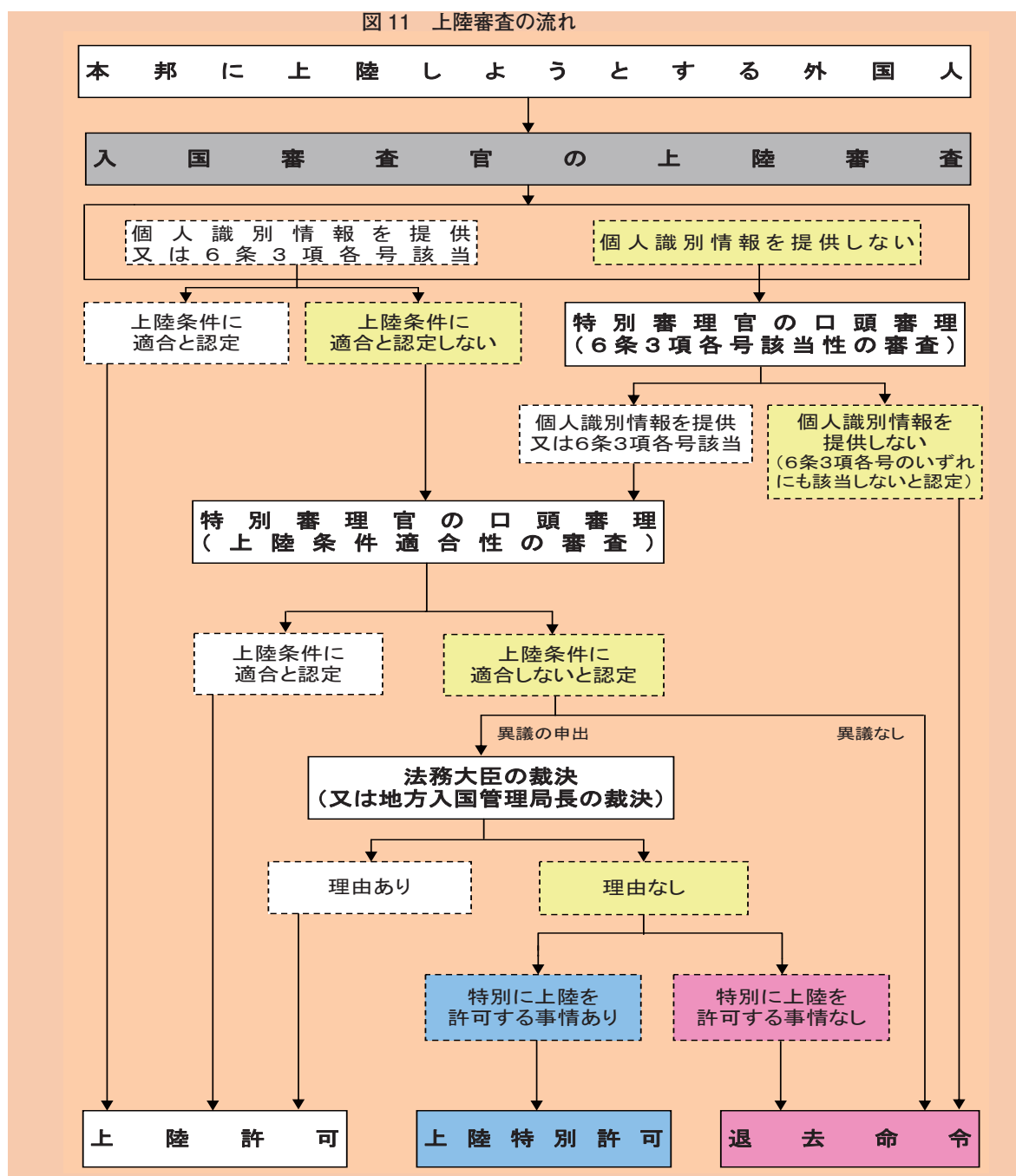
平成 22 年の口頭審理新規受理件数の内訳を見ると、口頭審理に付された外国人の中で最も多いのは、不法就労等の違法な活動が目的であるにもかかわらず観光客等を装い上陸申請に及ぶなどの虚偽申請（入管法第 7 条第 1 項第 2 号不適合）が疑われる者で、このような事案は 21 年より 2,365 件（31.7%）減少して 5,105 件であり、新規受理件数の 69.3%を占めた。次いで、偽変造旅券を行使して不法入国を企図するなどの有効な旅券・査証を所持していない（同法第 7 条第 1 項第 1 号不適合）疑いがあるとの理由で引き渡された者は



上陸口頭審理風景

（注 1） 入国審査官による「上陸審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での上陸審査手続と呼んでいる。

なお、個人識別情報を提供しない者については、法務大臣の裁決の手続はない。



1,116件で、21年から184件（14.2%）減少し、新規受理件数の15.2%であった。さらに、上陸拒否事由（同法第7条第1項第4号不適合）に該当する疑いがあるとの理由で引き渡された者は1,137件で、21年から23件（2.0%）減少し、新規受理件数の15.4%であった。また、19年11月20日から義務付けられている入国審査官に対する個人識別情報の提供を拒んだ者（同法第7条第4項該当者）については、21年における特別審理官への引渡しは0名であったが、22年は1名であった。

口頭審理の新規受理件数が減少した理由としては、個人識別情報を活用した上陸審査等、我が国の水際での厳格な上陸審査が広く海外に知れ渡ったことで、不正な目的で来日する外国人が減少したことなどが考えられる（表4）。

表 4 上陸条件別上陸口頭審理の新規受理件数の推移

(件)

上陸条件	年	平成 18	19	20	21	22
総 数		18,258	18,473	12,660	9,930	7,365
偽変造旅券・査証行使事案等 (7条1項1号不適合)		2,267	2,041	1,365	1,300	1,116
虚偽申請等 (7条1項2号不適合)		14,313	13,798	9,722	7,470	5,105
申請に係る在留期間不適合 (7条1項3号不適合)		2	4	7	0	6
上陸拒否事由該当者 (7条1項4号不適合)		1,676	2,628	1,563	1,160	1,137
個人識別情報提供をしない者 (7条4項該当者)		-	2	3	0	1

平成 22 年の口頭審理の処理状況(注 2)を見ると、口頭審理の結果、上陸のための条件に適合していることが判明して上陸を許可した案件は、21 年と比べて 20.8%減少して 2,903 件であった。

また、口頭審理における特別審理官の上陸のための条件に適合していない旨の認定に服して我が国からの退去を命じられた案件は 2,662 件で、平成 21 年と比較して、28.7%減少した。上陸のための条件に適合していない旨の特別審理官の認定を不服として、法務大臣に対して異議を申し出た案件は、21 年の 2,014 件から 34.5%減少して 1,319 件であった(表 5)。

表 5 口頭審理の処理状況の推移

(件)

区分	年	平成 18	19	20	21	22
総 数		18,240	18,496	12,661	9,938	7,304
上 陸 許 可		6,155	6,003	4,405	3,664	2,903
退 去 命 令		9,126	8,326	5,537	3,731	2,662
異 議 の 申 出		1,706	3,097	1,967	2,014	1,319
上 陸 申 請 取 下 げ		308	307	368	249	231
そ の 他		945	763	384	280	189

(注) 「その他」は、事件を他の港に移管した数及び申請人が口頭審理中に申請中のまま出国等したため事件が終止・中止となった数等である。

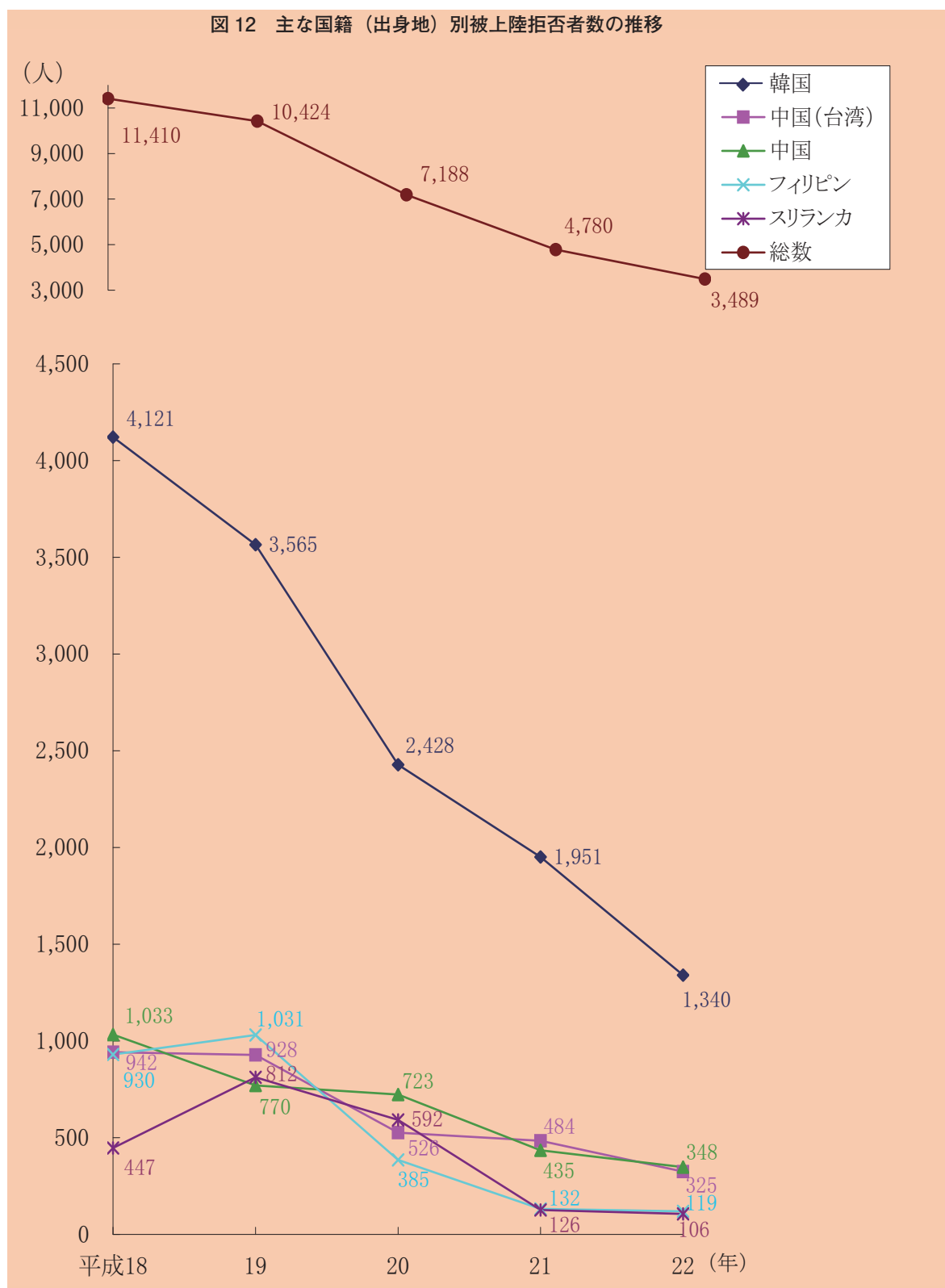
(注 2) 上陸条件別口頭審理の新規受理件数(表 4)の総数と口頭審理の処理状況の推移(表 5)の総数が一致しない部分があるのは、年末に入国審査官から特別審理官に引き渡された場合、入国審査官から特別審理官に引き渡されてから口頭審理の処理までに年を越えることがあるためである。

(2) 被上陸拒否者

被上陸拒否者とは、①口頭審理の結果、我が国からの退去を命じられた者、②法務大臣に対する異議申出の結果、我が国からの退去を命じられた者などである。

平成22年における被上陸拒否者数は、21年の4,780件から27.0%減少した。

被上陸拒否者数の国籍（出身地）別内訳は、第一位が韓国1,340人（全体の38.4%）、第二位が中国348人（同10.0%）、第三位が中国（台湾）325人（同9.3%）であり、上位3か国で全体数の約58%を占めた（図12）。



(3) 上陸特別許可

法務大臣は、異議の申出に理由がないと認める場合でも、当該外国人が①再入国の許可を受けているとき、②人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき、③その他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その者の上陸を特別に許可することができる（入管法第 12 条第 1 項）。

異議申出の結果、法務大臣が平成 22 年に上陸を特別に許可した件数は、21 年の 1,629 件から 40.1% 減少し、975 件であった（表 6）。

表 6 上陸審判の異議申出と裁決結果の推移

(件)

区分		年				
		平成 18	19	20	21	22
異議申出（注）		1,707	3,103	1,973	2,022	1,326
裁決結果	理由あり	23	16	10	5	18
	理由なし（退去）	288	513	492	361	291
	上陸特別許可	1,379	2,492	1,421	1,629	975
取下げ		11	76	42	20	21
未済		6	6	8	7	21

（注）異議申出件数には前年未済の件数を含む。

③ 入国事前審査状況

(1) 査証事前協議

査証業務を所管する外務省と出入国管理業務を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の案件の査証発給の適否について、必要に応じて外務大臣から法務大臣に協議が行われている。これを査証事前協議と呼んでいる。

査証事前協議の処理件数は、平成 22 年は 4,615 件で、21 年の 6,505 件と比べ 1,890 件（29.1%）の減少となっている。

(2) 在留資格認定証明書

在留資格認定証明書制度は、平成 2 年施行の改正入管法により導入されたもので、中長期にわたり就労、勉強、同居を目的とする者又はその代理人（受入機関等）が上陸条件のうち在留資格に該当するかどうか等についてあらかじめ審査を受けて、適合している場合に地方入国管理局においてその旨の証明書の交付が受けられるというものである。外国人は在留資格認定証明書を提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができる。

在留資格認定証明書交付申請の処理件数は、平成 22 年は 24 万 8,523 件で、21 年と比べ 2 万 5,466 件（9.3%）の減少となっている。

なお、査証事前協議と在留資格認定証明書の審査とを合わせて入国事前審査というが、近年、在留資格認定証明書交付申請処理件数は一貫して入国事前審査処理件数全体の大部分を占めている（表 7）。

表 7 入国事前審査処理件数の推移

(件)

区分		年				
		平成 18	19	20	21	22
査証事前協議		4,716	6,721	6,661	6,505	4,615
在留資格認定証明書交付申請		359,910	353,270	329,032	273,989	248,523

第2節 外国人の在留の状況

① 外国人登録者数

我が国における外国人の「フロー」が出入国に関する統計であるとする、どのような目的を持った外国人がある時期においてどれだけ在留しているかという外国人登録者数は、その「ストック」の状況を見る手掛かりとなる。

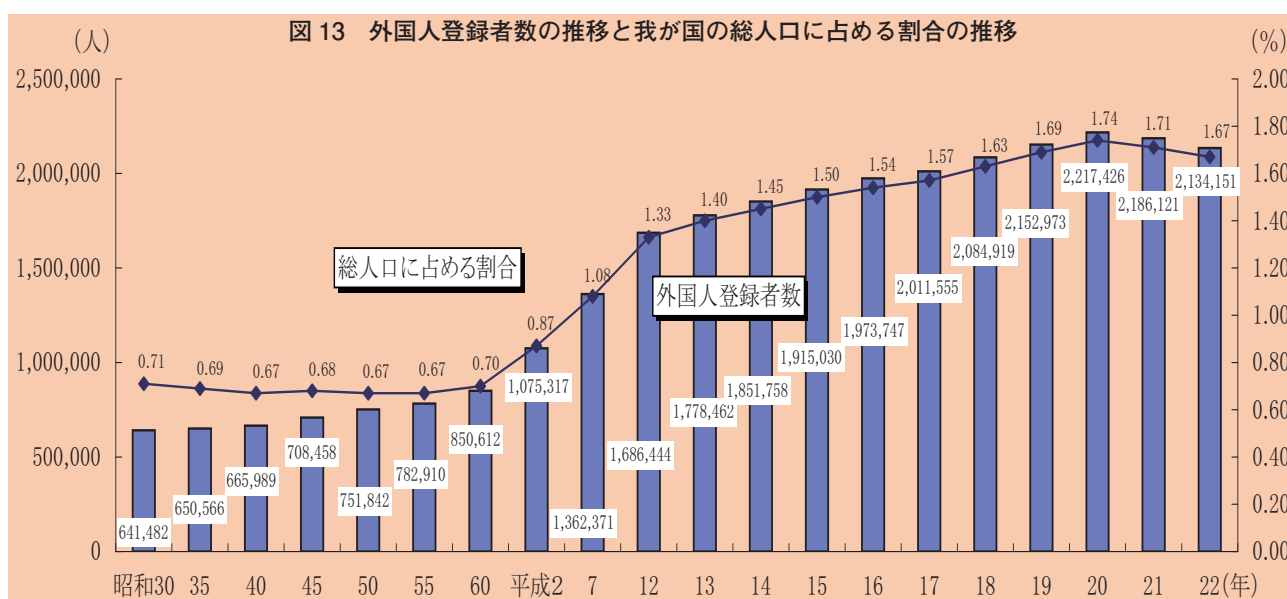
ただし、一般の入国者の場合、入国の日から90日以内に居住地の市区町村で外国人登録の申請を行うことが義務付けられている（外登法第3条）が、我が国に入国する外国人の90%以上を占める「短期滞在」の在留資格をもって在留する人の多くは、外国人登録を行うことなく出国してしまうことがほとんどであることから、同在留資格の外国人登録者数に占める割合は小さなものとなっている（平成22年末現在1.4%）。したがって、外国人登録者数で見ると外国人の在留状況としては、いわば、我が国において就労、勉強、同居等の目的をもって相当期間滞在し、地域社会で「生活する」ような外国人が主たる対象ということになる。

なお、仮上陸許可者、特例上陸許可者（一時庇護のための上陸の許可を受けた者を除く）、「外交」の在留資格を持つ外交官等、「公用」の在留資格を持つ外国政府関係者の公用渡航者及び日米地位協定等に該当する軍人、軍属及びその家族等は外国人登録の対象とはならない。

(1) 総数

我が国における外国人登録者数は、毎年の新規入国者の中にそのまま我が国にとどまり、中長期的に生活を送る者もいることから年々増加していたが、平成21年から減少傾向にあり、平成22年末現在の外国人登録者数は213万4,151人で、21年末と比べ5万1,970人（2.4%）減少している。ただし、10年前の12年末に比べると約1.3倍となっており、長期的には増加傾向にある。

また、平成22年末現在における外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,805万6,000人の1.67%に当たり、21年末の1.71%と比べ0.04ポイント低くなっているが、12年末に比べ0.34ポイント増加するなど、長期的には増加傾向にある（図13）。



(注1) 「外国人登録者数」は、各年12月末現在の統計である。

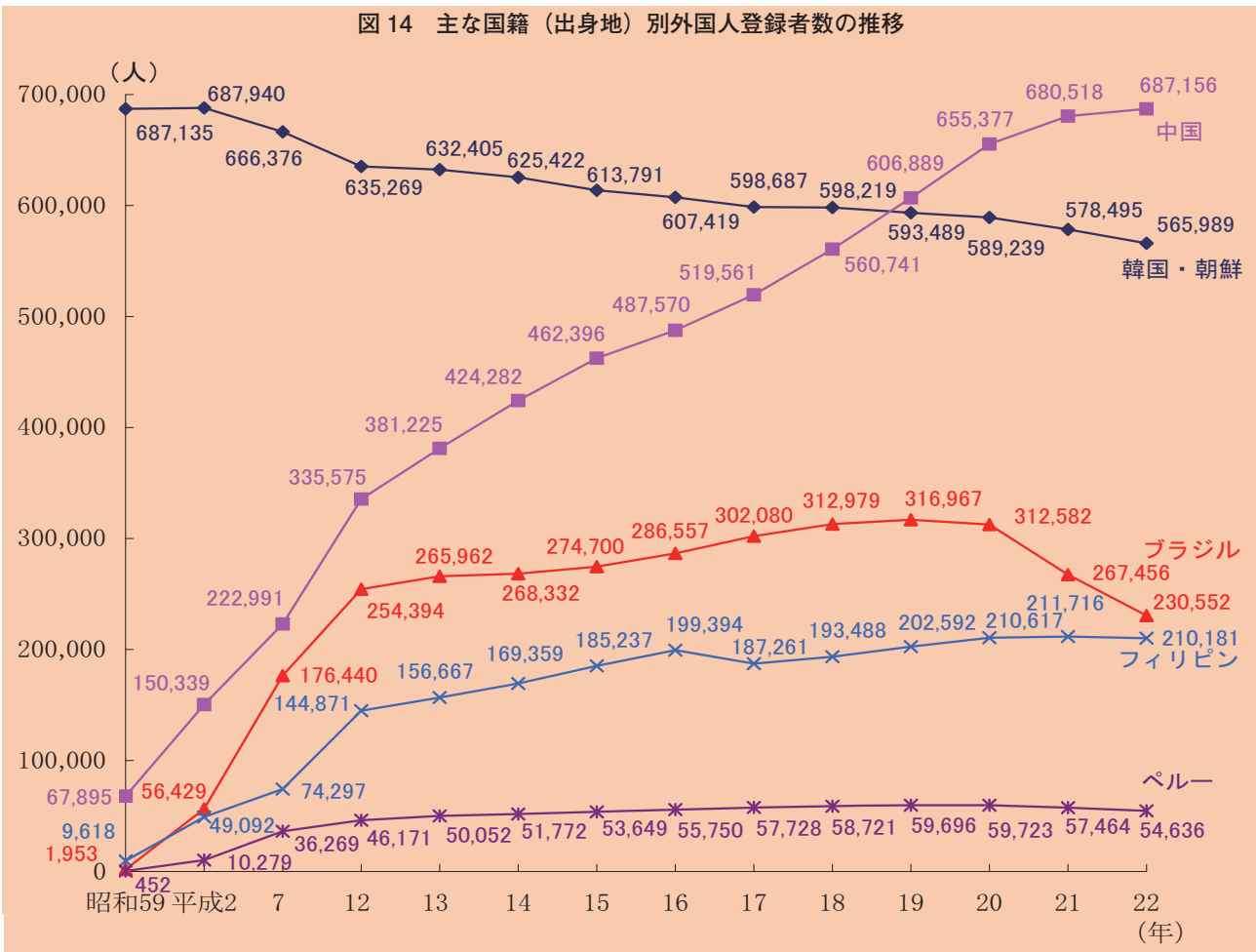
(注2) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

(2) 国籍 (出身地) 別

平成 22 年末現在における外国人登録者数について国籍 (出身地) 別にみると、中国が 68 万 7,156 人で全体の 32.2% を占め、以下、韓国・朝鮮 56 万 5,989 人 (26.5%)、ブラジル 23 万 552 人 (10.8%)、フィリピン 21 万 181 人 (9.8%)、ペルー 5 万 4,636 人 (2.6%) と続いている。

年別の推移を見ると、中国は引き続き増加しており、平成 19 年に韓国・朝鮮を上回ってからも増加傾向が続いている。他方、韓国・朝鮮は減少傾向が続き、22 年末は 21 年末と比べ 1 万 2,506 人 (2.2%) の減少となった。ブラジルは、19 年末をピークに減少傾向にあり、同年と比べ 8 万 6,415 人 (27.3%) 減少している。フィリピンは 17 年末に減少した後、増加傾向が続いていたものの、22 年末は 21 年末と比べ 1,535 人 (0.7%) の減少となった (図 14)。

図 14 主な国籍 (出身地) 別外国人登録者数の推移



(3) 目的 (在留資格) 別

ア 永住者・特別永住者 (資料編 2 統計 (1) 13)

平成 22 年末現在の外国人登録者数のうち最も多いのは、「永住者」(特別永住者を除く。)で、21 年末と比べ 3 万 1,617 人 (5.9%) 増加の 56 万 5,089 人であり、全体の 26.5 % を占めている (表 8)。

表 8 在留の資格別外国人登録者数の推移

(人)

在留の資格	年	平成 18	19	20	21	22
総数		2,084,919	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151
教授		8,525	8,436	8,333	8,295	8,050
芸術		462	448	461	490	480
宗教		4,654	4,732	4,601	4,448	4,232
報道		273	279	281	271	248
投資・経営		7,342	7,916	8,895	9,840	10,908
法律・会計業務		141	145	154	161	178
医療		138	174	199	220	265
研究		2,332	2,276	2,285	2,372	2,266
教育		9,511	9,832	10,070	10,129	10,012
技術		35,135	44,684	52,273	50,493	46,592
人文知識・国際業務		57,323	61,763	67,291	69,395	68,467
企業内転勤		14,014	16,111	17,798	16,786	16,140
興行		21,062	15,728	13,031	10,966	9,247
技能		17,869	21,261	25,863	29,030	30,142
技能実習 1 号イ						2,707
技能実習 1 号ロ						47,716
技能実習 2 号イ						1,848
技能実習 2 号ロ						47,737
文化活動		3,025	3,014	2,795	2,780	2,637
短期滞在		56,449	49,787	40,407	33,378	29,093
留学		131,789	132,460	138,514	145,909	201,511
就学		36,721	38,130	41,313	46,759	
研修		70,519	88,086	86,826	65,209	9,343
家族滞在		91,344	98,167	107,641	115,081	118,865
特定活動		97,476	104,488	121,863	130,636	72,374
永住者		394,477	439,757	492,056	533,472	565,089
日本人の配偶者等		260,955	256,980	245,497	221,923	196,248
永住者の配偶者等		12,897	15,365	17,839	19,570	20,251
定住者		268,836	268,604	258,498	221,771	194,602
特別永住者		443,044	430,229	420,305	409,565	399,106
未取得者		17,415	13,960	13,510	12,376	9,874
一時庇護		30	30	30	30	30
その他		21,161	20,131	18,797	14,766	7,893

(注) 入管法に定める在留資格及び特別永住者として永住することができる資格を合わせて「在留の資格」という。

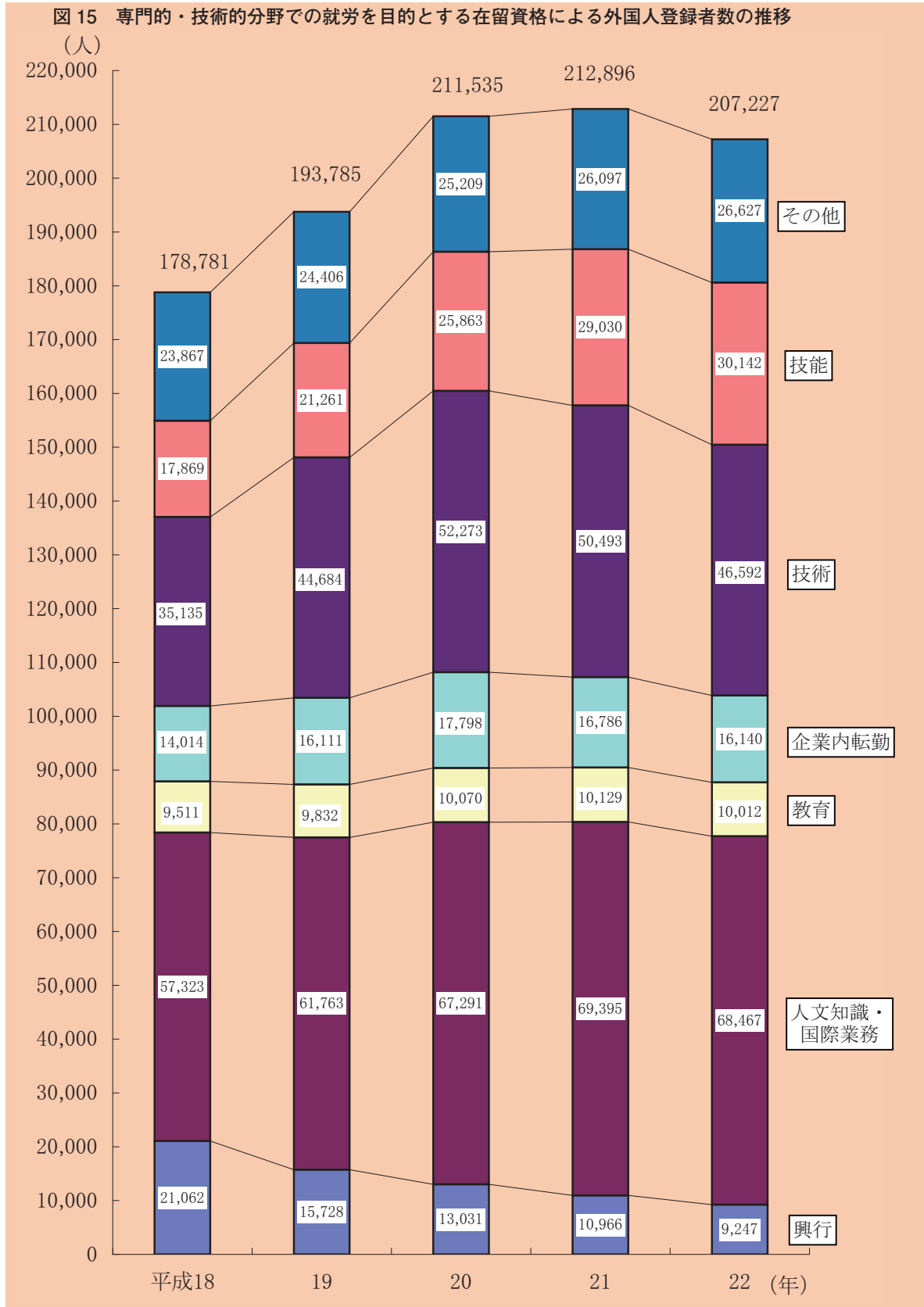
「永住者」の外国人登録者数について平成 18 年末から 22 年末までの推移を見ると、一貫して増加しており、22 年末には、18 年末の 39 万 4,477 人と比べ 17 万 6,122 人（43.3%）増加している。

また、「永住者」を国籍（出身地）別で見ると、平成 22 年末では、中国が 16 万 9,484 人と最も多く、以下、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮、ペルーの順となっている。さらに、中国、ブラジル、フィリピン、韓国・朝鮮及びペルーは、22 年末は 18 年末と比べそれぞれ約 1.4 倍、1.5 倍、1.5 倍、1.2 倍、1.3 倍となっている。

一方、平成 18 年まで最大構成比を占めていた「特別永住者」の外国人登録者数は、年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、それに伴い減少している。より長期的な期間の推移を見ると、「特別永住者」の地位に相当する外国人の割合は、戦後間もなくから昭和 30 年代までは 90% 近くを占めていたが、「特別永住者」の数自体が減少していることに加え、様々な目的を持って新たに来日した外国人（いわゆるニューカマー）の増加により、外国人登録者全体に占める割合の相対的な低下傾向にも拍車がかかっており、日本社会における在留外国人をめぐる状況の変遷を如実に表している。

イ 専門的・技術的分野での就労を目的とする外国人（資料編2統計（1）1-2～6-2）

平成 22 年末現在の専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の外国人登録者数は 21 年末と比べ 5,669 人 (2.7%) 減少の 20 万 7,227 人で、全体の 9.7%であった。これについて 18 年末から 22 年末までの推移を見ると、登録者数は 19 年末から増加傾向にあったが、22 年末に減少に転じ、「技能」以外の在留資格は前年より減少している（図 15）。



個々の在留資格別で見ると、「研究」の在留資格は近年減少傾向にあるが、その要因の一つとして、平成15年4月から開始された構造改革特別区域における特例措置に該当する場合には、研究活動に従事するものであっても「特定活動」の在留資格が許可されるようになったことが考えられる。さらに、「興行」の在留資格は、22年末は21年末と比べ1,719人（15.7%）減と引き続き減少となった。これは、「興行」の在留資格による新規入国者が減少したことによるものである。

一般企業で就労する外国人社員に相当する「技術」、「人文知識・国際業務」又は「企業内転勤」の在留資格の外国人登録者数は、平成22年末現在、「技術」4万6,592人、「人文知識・国際業務」6万8,467人、「企業内転勤」1万6,140人であり、21年末と比べ、それぞれ3,901人（7.7%）減少、928人（1.3%）減少、646人（3.8%）減少している。

平成22年末現在において、「技術」、「人文知識・国際業務」及び「企業内転勤」の外国人登録者数が専門的・技術的分野での就労を目的とする在留資格の外国人登録者総数に対して占める割合は、それぞれ22.5%、33.0%、7.8%となっている。

ウ 留学生（資料編2統計（1）9-2）

平成22年末現在における留学生の外国人登録者数は、22年7月から「就学」の在留資格が「留学」へ一本化された影響もあり、21年末と比べて5万5,602人（38.1%）と大幅に増加して20万1,511人（注1）となり、初めて20万人を突破した。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が13万4,483人で全体の66.7%を占めており、これに韓国・朝鮮が2万7,066人（13.4%）で続いている。

また、総数について平成18年末から22年末までの推移を見ると、22年末現在では18年末の約1.5倍（注2）になっている。

エ 「研修」・「技能実習（1号）」（資料編2統計（1）7-2，11-2）

平成22年末現在における「研修」の外国人登録者数は、9,343人で、21年と比べ5万5,866人（85.7%）減少し、前年を大幅に下回った。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が5,602人で全体の60.0%を占めており、次いでインドネシアが743人（8.0%）、フィリピンが730人（7.8%）の順となっている。

さらに、平成18年末から22年末までの推移を国籍（出身地）別で見ると、中国が4万7,299人（89.4%）、インドネシアが3,664人（83.1%）減少している。

平成22年7月1日施行の改正入管法により新設された「技能実習（1号）」の在留資格の平成22年末現在における外国人登録者数は、5万423人である。

国籍（出身地）別に見ると、中国が3万9,341人で全体の78.0%を占めており、以下、ベトナムが4,096人（8.1%）、フィリピンが2,773人（5.5%）、インドネシアが2,568人（5.1%）の順となっている。

なお、平成22年末現在における「研修」の外国人登録者数と「技能実習（1号）」の外国人登録者数の合計は5万9,766人であり、21年末の「研修」の外国人登録者数と比べ、5,443人（8.3%）減少した。

（注1）21年末の「留学」の在留資格と「就学」の在留資格の合計数である19万2,668人と比べて、8,843人（4.6%）増加している。

（注2）在留資格「留学」及び「就学」の合計数と比較。

オ 「特定活動（技能実習）」・「技能実習（2号）」（資料編2統計（1）8，12）

平成22年末現在における「特定活動（技能実習）」の外国人登録者数は5万80人で、21年と比べ、5万9,713人（54.4%）減少した。これは、新たな研修・技能実習制度の施行により、平成22年7月1日以降、従前の制度における在留資格「特定活動（技能実習）」への移行又は当該資格の継続に相当する手続を行う場合は、「技能実習（2号）」（法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二号に掲げる活動）へ在留資格を変更することとなったことが要因と考えられる。

国籍（出身地）別に見ると、中国が3万8,616人で全体の77.1%を占めており、以下、ベトナムが4,292人（8.6%）、インドネシアが2,891人（5.8%）、フィリピンが2,814人（5.6%）の順となっている。

また、平成18年末から22年末までの推移を国籍（出身地）別に見ると、中国が2万74人（34.2%）、インドネシアが2,646人（47.8%）と大幅に減少している。

平成22年7月1日施行の改正入管法により新設された「技能実習（2号）」の外国人登録者数は、4万9,585人である。

国籍（出身地）別に見ると、中国が3万8,983人で全体の78.6%を占めており、以下、ベトナムが3,826人（7.7%）、フィリピンが2,827人（5.7%）、インドネシアが2,775人（5.6%）の順となっている。

なお、平成22年末現在における「特定活動（技能実習）」の外国人登録者数と「技能実習（2号）」の外国人登録者数の合計は9万9,665人であり、21年末の「特定活動（技能実習）」の外国人登録者数と比べ、1万128人（9.2%）減少した。

カ 身分又は地位に基づき在留する外国人（資料編2統計（1）14－2，15－2）

平成22年末現在における「日本人の配偶者等」の在留資格の外国人登録者数は19万6,248人となっている。18年末から22年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」は18年末まで増加傾向にあったものの、19年末以降減少に転じ、22年末は21年末と比べ、2万5,675人（11.6%）減少した。

国籍（出身地）別で見ると、中国が5万3,697人で全体の27.4%を占めており、次いでフィリピンが4万1,255人（21.0%）、ブラジルが3万3人（15.3%）の順となっている。18年末から22年末までの推移を国籍（出身地）別で見ると、21年末に中国がブラジルを抜き第一位となる一方、ブラジルは毎年減少しており、22年末は18年末に比べ半数以下になっている。

平成22年末現在における「定住者」の在留資格の外国人登録者数は19万4,602人で外国人登録者全体の9.1%を占めている。18年末から22年末までの推移を見ると、「日本人の配偶者等」と同様、18年末まで増加傾向にあったものの、19年末以降減少している。22年末現在では21年末と比べ、2万7,169人（12.3%）減少した。

国籍（出身地）別に見ると、ブラジルが7万7,359人（39.8%）を占めており、これにフィリピン3万7,870人（19.5%）、中国3万2,048人（16.5%）が続いている。また、18年末から22年末までの推移を見ると、19年末まで第三位だったフィリピンは一貫して増加し、20年末には中国を抜いて第二位になり、引き続き増加している。

② 在留審査の状況

我が国に在留する外国人が、当初決定された在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる在留資格への変更を希望したりするなどの場合には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣又は地方入国管理局長から所定の許可を受ける必要がある。具体的には、在留期間更新の許可、在留資格変更の許可、在留資格取得の許可、再入国の許可、資格外活動の許可及び永住許可などであり、これらの許否の判断を行うのが在留審査である。



在留審査窓口風景

在留審査業務関係諸申請の許可総数は近年増加傾向にあったところ、平成 22 年は、21 年と比べて 2 万 7,545 件（2.0%）減少して、137 万 5,705 件となった。これは、平成 20 年 9 月のいわゆるリーマンショックを契機とした世界的な景気後退等の影響を受け、本国に帰国する外国人が増加するなどして、我が国に滞在する外国人が減少したこと等に伴って、22 年に在留期間更新等の申請を行う外国人が減少したことによると考えられる（表 9）。

表 9 在留審査業務許可件数の推移

(件)

区分	年	平成 18	19	20	21	22
総数		1,327,185	1,351,961	1,361,844	1,403,250	1,375,705
資格外活動		107,158	119,145	133,513	147,528	163,654
在留資格変更		123,381	138,427	149,214	149,046	188,178
在留期間更新		466,304	436,630	434,307	444,330	389,439
永住		51,538	60,509	57,806	53,960	48,003
特別永住		112	131	114	139	105
在留資格取得		8,013	8,680	8,957	8,303	7,531
再入国		570,679	588,439	577,933	599,944	578,795

(注 1) 「永住」は、入管法第 22 条による永住許可件数である。

(注 2) 「在留資格取得」は、入管法第 22 条の 2 による永住許可を含む。

(注 3) 「特別永住」は、入管特例法第 5 条に基づく特別永住許可数を示したものである。

(1) 在留期間更新の許可（入管法第 21 条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格を変更することなく、在留期限到来後も引き続き在留しようとする場合には、在留期間更新の許可を受ける必要がある。

平成 22 年中に在留期間更新の許可を受けた外国人は 38 万 9,439 人であり、21 年と比べて 5 万 4,891 件（12.4%）の減少となっている（注）。

(2) 在留資格変更の許可 (同法第 20 条)

我が国に在留する外国人は、在留目的とする活動を変更する場合には、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

平成 22 年に在留資格変更許可を受けた外国人は 18 万 8,178 人で、21 年と比べて 3 万 9,132 人 (26.3%) の増加となっている (注)。

このうち、主な在留資格変更許可申請事案は次のとおりである。

ア 留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可

我が国の大学・専門学校等で学ぶ外国人は、在留資格「留学」により在留しているが、これらの中には、勉学終了後、我が国の企業等への就職を目的として引き続き我が国での在留を希望する者も少なくない。

平成 22 年に就職を目的として在留資格変更の許可を受けた外国人は 7,831 人で、21 年と比べて 1,753 人 (18.3%) 減少している。15 年以降一貫して増加傾向にあったところ、世界的な不況の影響を受け、平成 20 年をピークに減少に転じている (表 10)。

表 10 国籍 (出身地) 別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

国籍(出身地)	年	平成 18	19	20	21	22
総数		8,272	10,262	11,040	9,584	7,831
中国		6,000	7,539	7,651	6,333	4,874
韓国		944	1,109	1,360	1,368	1,205
中国 (台湾)		200	282	303	285	279
ベトナム		92	131	189	161	167
ネパール		45	63	161	173	141
スリランカ		55	81	160	141	120
タイ		67	87	97	101	119
バングラデシュ		119	138	164	125	107
インドネシア		53	73	74	97	79
マレーシア		118	120	134	105	65
その他		579	639	747	695	675

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

国籍 (出身地) 別に見ると、中国が 4,874 人と全体の 62.2% を占め、次いで韓国が 1,205 人 (15.4%)、中国 (台湾) が 279 人 (3.6%) の順となっている。

在留資格別に見ると、在留資格「人文知識・国際業務」への変更許可を受けた外国人が 5,422 人 (69.2%) で最も多く、平成 21 年と比べて 1,255 人 (18.8%) 減少している。また、22 年に在留資格「技術」への変更許可を受けた外国人は 1,390 人 (17.7%) となっており、これら 2 つの在留資格で全体の 87.0% を占めている (表 11)。

(注) 在留期間更新の許可を受けた者が減少した一方、在留資格変更許可を受けた者が増加した要因としては、平成 22 年 7 月から新たな研修・技能実習制度の運用が開始されたことに伴い、同制度に係る入国後 2 年目から 3 年目へ移行しようとする者が在留資格「特定活動 (技能実習)」の在留期間更新の許可を受ける手続ではなく、在留資格「特定活動 (技能実習)」から「技能実習 (2 号)」への在留資格変更の許可を受ける手続を行ったことが挙げられる。

表 11 在留資格別留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可件数の推移

(件)

在留資格	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	8,272	10,262	11,040	9,584	7,831
人文知識・国際業務		5,938	7,304	7,863	6,677	5,422
技術		1,720	2,314	2,414	2,154	1,390
教授		401	416	430	444	512
投資・経営		36	61	128	128	275
研究		104	87	111	97	93
医療		14	13	16	24	54
教育		20	23	29	31	46
宗教		13	15	19	3	12
技能		5	6	3	4	11
芸術		6	6	2	8	5
興行		3	3	5	2	3
その他		12	14	20	12	8

イ 「技能実習（2号）」への移行を目的とする在留資格変更許可

技能実習制度は、外国人が、雇用関係の下で技能等を修得することができるようにし、技術移転と人材の養成をより効果的に行うことによる国際貢献を目的として平成 5 年に創設された制度である。平成 22 年 7 月 1 日からは新たな技能実習制度の運用が開始され、「技能実習（1号）」により修得した技能等に習熟するため、さらに修得した技能等を要する業務に従事する場合には、「技能実習（2号）」への在留資格変更許可が必要とされている。

「技能実習（2号）」の対象となる実習の内容については、公的に評価ができ、かつ、技能実習生送出し国のニーズにも合致する技能等が対象となる。具体的には、平成 23 年 4 月 1 日現在で、国家試験である技能検定基礎 1 級及び基礎 2 級の評価制度が整備されている型枠施工、機械加工等 54 職種及び国家試験ではないが（財）国際研修協力機構が認定した公的な評価システムが整備されている溶接、紡績運転等 12 職種の合計 66 職種となっている。

平成 22 年中の「技能実習（2号）」への移行者数は 21 年と比べて 1 万 3,041 人（21.0%）減少し、4 万 9,166 人となっているが、平成 5 年に技能実習制度が創設されてから 22 年末までの技能実習への移行者数の累計は 43 万人を超えている（注）。

平成 22 年に「技能実習（2号）」への移行を目的として在留資格変更の許可を受けた者について国籍（出身地）別内訳を見ると、中国 3 万 9,616 人、ベトナム 3,349 人、フィリピン 2,806 人、インドネシア 2,272 人、タイ 691 人の順となっており、職種別では、婦人子供服製造、溶接、プラスチック成形の順になっている（表 12、13）。

（注）平成 22 年の数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数と現行制度において「技能実習（2号）」に移行した者の数を合わせた数。

表 12 国籍別技能実習への移行者数の推移

(人)

国籍	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	41,000	53,999	62,520	62,207	49,166
中	国	34,817	42,871	49,566	49,032	39,616
ベ	ト	2,221	4,155	4,885	4,972	3,349
イ	ン	1,924	3,274	3,393	3,467	2,272
フ	ィ	1,482	2,407	3,000	3,127	2,806
タ	イ	342	783	1,079	1,082	691
そ	の	214	509	597	527	432

(注 1) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(注 2) 研修・技能実習制度については、平成 21 年 7 月 15 日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は平成 22 年 7 月 1 日から施行されたもの。旧制度の「特定活動（技能実習）」は現行制度の「技能実習 2 号」に対応する。

(注 3) 表の平成 18 年から平成 21 年までの数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数。平成 22 年の数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数と現行制度において「技能実習 2 号」に移行した者の数を合わせた数。

表 13 職種別技能実習への移行者数の推移

(人)

職種	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	41,000	53,999	62,520	62,207	49,166
婦	人	10,750	11,697	12,707	11,428	10,252
型	枠	526	800	1,012	877	604
紳	士	741	658	637	631	681
溶	接	2,817	3,882	5,457	5,569	4,040
鉄	筋	409	610	889	987	709
機	械	1,918	2,960	3,539	3,203	1,490
金	属	1,768	2,505	3,150	2,769	1,625
配	管	88	119	163	215	146
塗	装	1,070	1,255	1,644	1,766	1,128
家	具	260	392	364	435	259
鋳	造	811	1,167	1,062	977	752
と	び	610	702	1,125	993	819
プ	ラ	2,686	4,769	4,270	4,454	2,987
建	築	350	441	356	402	376
建	設	77	147	172	179	171
そ	の	16,119	21,895	25,973	27,322	23,127

(注 1) 研修・技能実習制度については、平成 21 年 7 月 15 日に公布された入管法等改正法により見直しが行われ、現行制度は平成 22 年 7 月 1 日から施行されたもの。旧制度の「特定活動（技能実習）」は現行制度の「技能実習 2 号」に対応する。

(注 2) 表の平成 18 年から平成 21 年までの数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数。平成 22 年の数は、旧制度において「特定活動（技能実習）」に移行した者の数と現行制度において「技能実習 2 号」に移行した者の数を合わせた数。

(3) 在留資格取得の許可（同法第 22 条の 2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱したりして外国人となった者や、日米地位協定に基づき在留資格を要しないで在留する米国軍人等でその身分を失った外国人が、引き続き我が国に在留しようとする場合には、在留資格取得の許可を受ける必要がある。

平成 22 年に在留資格取得の許可を受けた外国人は 7,531 人で、21 年と比べて 772 人（9.3%）の減少となっている（表 9）。

(4) 再入国の許可（同法第26条）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、出国前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続を経ることなく、現に有する在留資格及び在留期間により入国・上陸することができる。

平成22年に再入国許可を受けた外国人は57万8,795人であり、21年と比べて2万1,149人(3.5%)の減少となっている（表9）。

(5) 資格外活動の許可（同法第19条第2項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。例えば、留学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

平成22年に資格外活動許可を受けた外国人は16万3,654人で、21年と比べて1万6,126人(10.9%)増加している（表9）。

(6) 永住許可（同法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの永住許可申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の要件を満たすと認められる場合に付与される。

永住許可の要件については、平成17年3月31日に「我が国への貢献に関するガイドライン」を策定してホームページ上に公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についてもホームページに掲載し、随時更新している。18年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表したほか、「我が国への貢献に関するガイドライン」についても一部改定した。

永住許可を受けた外国人は、平成19年には過去最高の6万509人となったが、その後減少傾向にあり、21年は5万3,818人、22年は4万7,898人となった（表14）。

表14 国籍（出身地）別永住許可件数の推移

(件)

国籍（出身地）	年	平成18	19	20	21	22
総数		51,538	60,509	57,806	53,818	47,898
中国		13,744	15,875	16,140	16,957	16,714
フィリピン		7,554	8,723	8,982	9,248	9,157
ブラジル		16,055	19,793	16,824	11,430	7,549
韓国・朝鮮		3,368	3,788	3,914	4,060	3,760
ペルー		2,878	3,241	2,783	2,389	1,756
その他		7,939	9,089	9,163	9,734	8,962

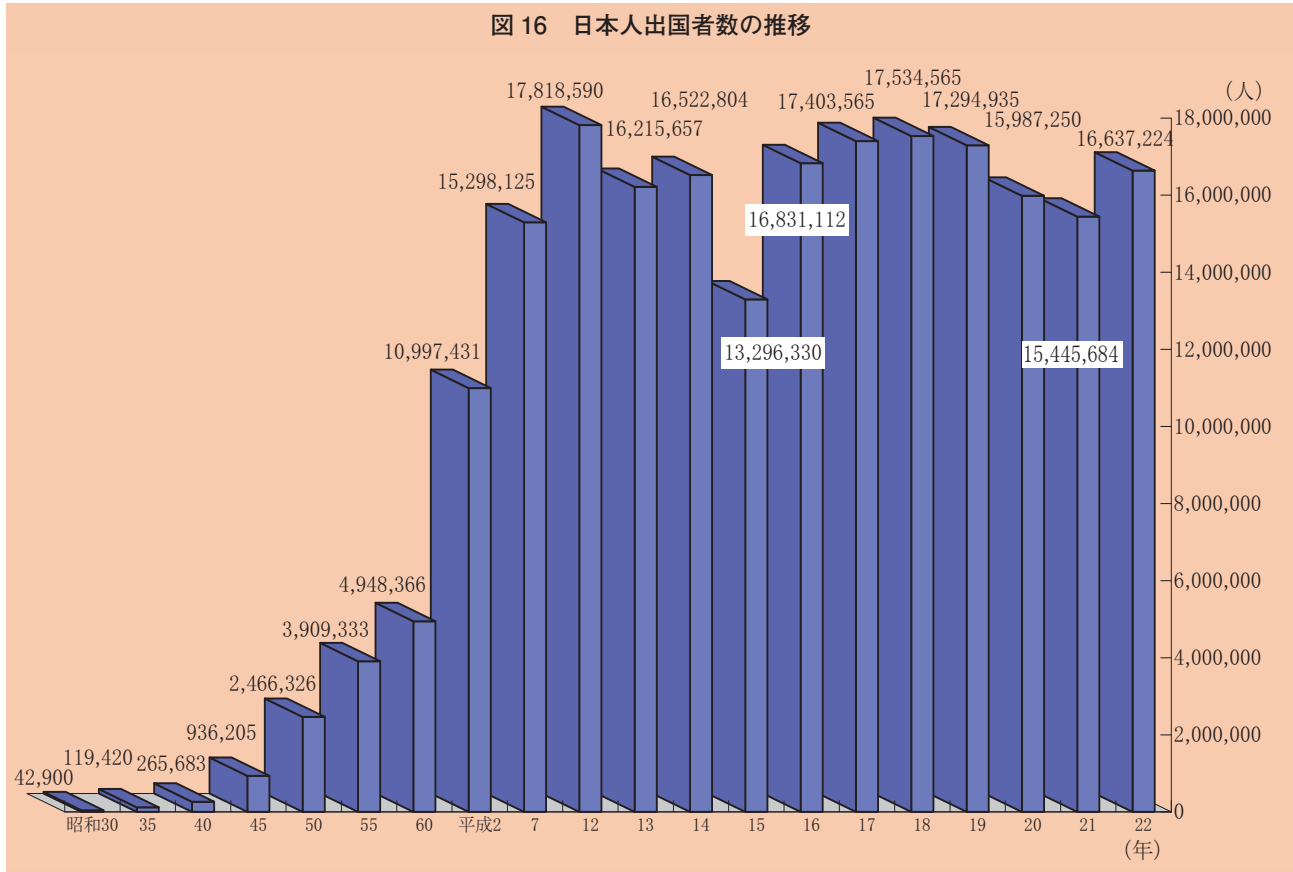
(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他を含む。

第 3 節 日本人の出帰国の状況

① 出国者

(1) 総数

平成 22 年の日本人出国者総数は 1,663 万 7,224 人で、21 年と比べ 119 万 1,540 人 (7.7%) 増加した (図 16)。

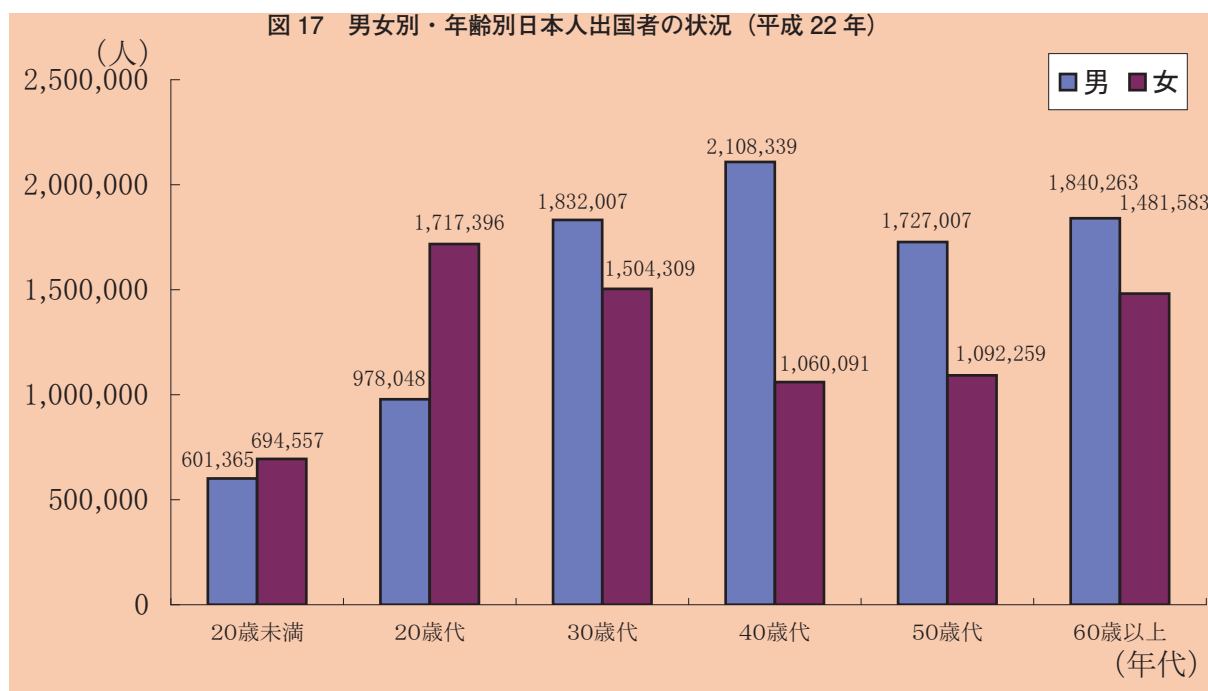


(2) 男女別・年齢別

平成 22 年における日本人出国者数を男女別に見ると、男性が 908 万 7,029 人、女性が 755 万 195 人で、男性が全体の 54.6%、女性が 45.4% となっている。この男女比率は 13 年以降大きな変動はなく、男性の占める割合が女性のそれを上回っている。

年齢別に見ると、30 歳代が 333 万 6,316 人で出国者全体の 20.1% を占めており、以下、60 歳以上 332 万 1,846 人 (20.0%)、40 歳代 316 万 8,430 人 (19.0%)、50 歳代 281 万 9,266 人 (16.9%)、20 歳代 269 万 5,444 人 (16.2%) の順となっている。

それぞれの年齢別の男女比率を見ると、20 歳未満及び 20 歳代については女性の割合が男性のそれを上回り、特に、20 歳代については女性の占める比率が 63.7% と極めて高くなっているが、これら以外の年代については、男性の出国者数の割合が女性のそれを上回っている (図 17)。



(3) 空港・海港別

平成22年における日本人出国者数について、出国した空・海港別に見ると、空港を利用した出国者は1,645万5人で全体の98.9%を占めている。外国人の入国者（空港利用者が92.6%）に比べ、更に空港利用者の割合が高くなっている。

平成22年中に空港を利用した出国者のうち、成田空港の利用者数は871万3,493人で空港からの出国者全体の53.0%、関西空港の利用者数が334万9,189人で20.4%を占めており、空港からの出国者全体の73.3%がこれら2空港を利用している。また、成田・関西空港以外では、中部空港163万9,549人（10.0%）、羽田空港119万3,742人（7.3%）の順になっている。

一方、平成22年中に海港を利用した出国者のうち、韓国との間で定期客船が就航している博多港利用者数が13万3,970人で海港からの出国者全体の71.6%、下関港が1万7,563人で9.4%を占めており、海港からの出国者全体の80.9%がこの2海港を利用している。また、これら2海港以外では、横浜港9,040人（4.8%）、大阪港7,567人（4.0%）の順となっている。

2 帰国者

平成22年の日本人帰国者総数は1,661万1,884人であり、これを出国後の国外滞在期間別に見ると、出国後1月以内に帰国した人が1,525万2,248人で全体の91.8%を占めており、このうち10日以内に帰国した人が1,390万6,924人で、全体の83.7%を占めている。

これは日本人海外渡航者の多くが観光、ビジネス目的という比較的短期間の用務で出国し、速やかに帰国しているためと考えられる。この傾向は近年続いており、大きな変化は認められない（表15）。



空港上陸審査風景

表 15 滞在期間別日本人帰国者数の推移

(人)

滞在期間	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	17,457,286	17,199,310	15,905,433	15,432,549	16,611,884
5	日 以 内	10,223,891	10,125,098	9,344,449	9,341,903	9,904,585
	5 日を超えて 10 日以内	4,480,153	4,370,202	3,935,729	3,613,776	4,002,339
	10 日を超えて 20 日以内	1,098,627	1,066,490	1,007,021	897,894	998,258
	20 日を超えて 1 月以内	379,317	356,190	342,367	298,834	347,066
	1 月を超えて 3 月以内	563,278	566,805	560,726	529,070	542,196
	3 月を超えて 6 月以内	311,045	316,000	319,749	324,165	314,762
	6 月を超えて 1 年以内	267,240	268,808	270,411	290,320	258,013
	1 年を超えて 3 年以内	114,578	113,569	111,398	124,015	124,335
	3 年 を 超 え る	12,965	10,323	8,354	7,479	8,567
不	詳	6,192	5,825	5,229	5,093	111,763

第2章 外国人の退去強制手続業務の状況

第1節 不法残留者の状況

入国管理局の電算統計に基づく推計では、平成23年1月1日現在の不法残留者（許可された期間を超えて不法に本邦にとどまっている者）数は、7万8,488人であり、22年1月1日現在の9万1,778人と比べて1万3,290人（14.5%）減、過去最高であった5年5月1日現在の29万8,646人と比べて22万158人（73.7%）減で、一貫して減少している。

これは、厳格な入国審査の実施、関係機関との密接な連携による入管法違反外国人の摘発の実施、不法就労防止に関する積極的な広報の実施など、総合的な不法滞在者対策の効果によるものである。

なお、この数に不法入国者の推定数を加えると、依然として約9万から10万人の不法滞在者が我が国に潜伏していると推測される。



違反調査風景

① 国籍（出身地）別

平成23年1月1日現在の不法残留者数について国籍（出身地）別に見ると、韓国が1万9,271人で最も多く、全体の24.6%を占めており、以下、中国1万337人（13.2%）、フィリピン9,329人（11.9%）、中国（台湾）4,774人（6.1%）、タイ4,264人（5.4%）、マレーシア2,442人（3.1%）、ペルー1,794人（2.3%）の順となっている（図18、表16）。

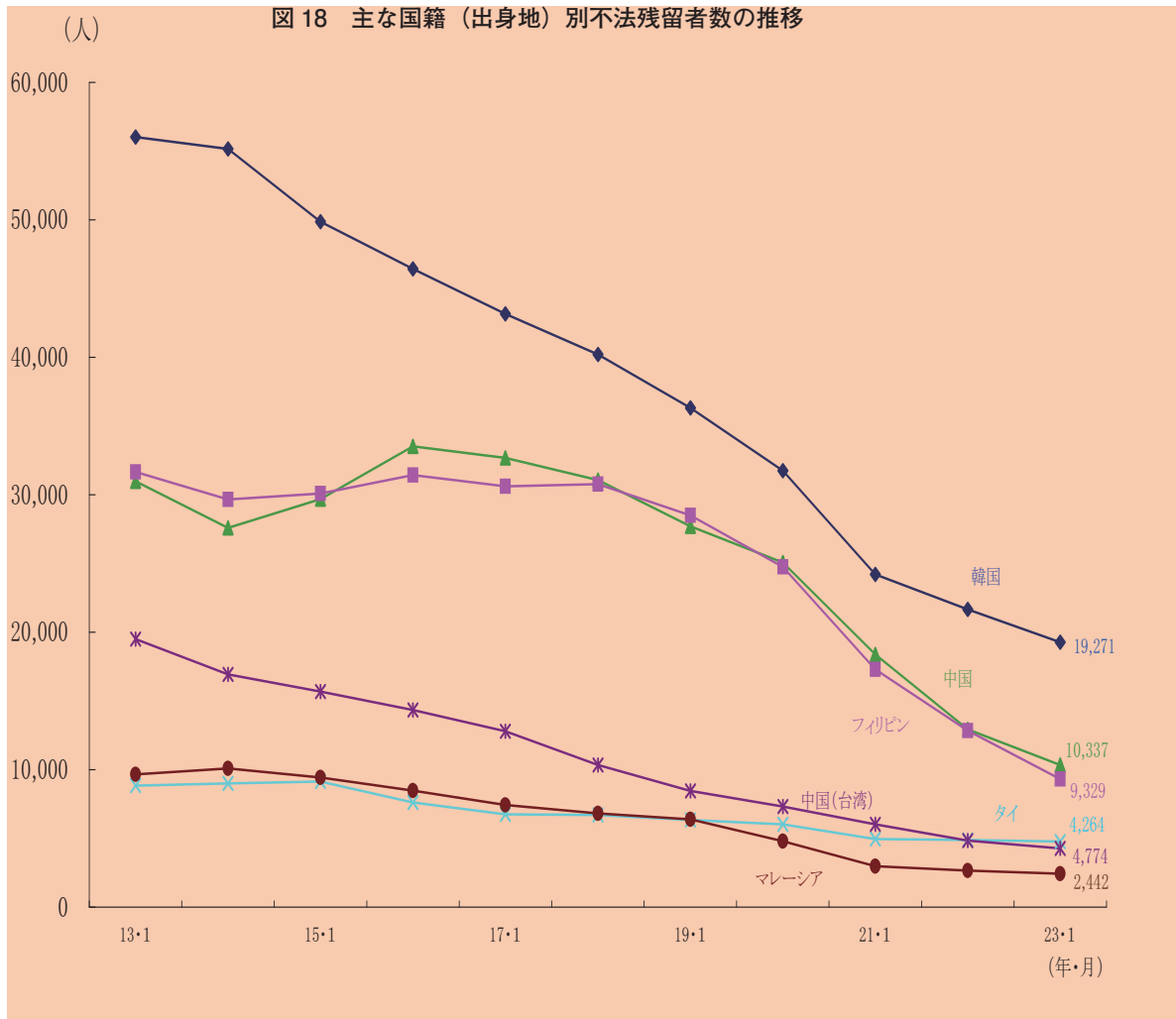


表 16 国籍（出身地）別不法残留者数の推移

(人)

年月日 国籍 (出身地)	平成3年 5月1日	4年 5月1日	5年 5月1日	6年 5月1日	7年 5月1日	8年 5月1日	9年 1月1日	10年 1月1日	11年 1月1日	12年 1月1日	13年 1月1日	14年 1月1日	15年 1月1日	16年 1月1日	17年 1月1日	18年 1月1日	19年 1月1日	20年 1月1日	21年 1月1日	22年 1月1日	23年 1月1日
総 数	159,828	278,892	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	170,839	149,785	113,072	91,778	78,488
韓 国	25,848	35,687	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	40,203	36,321	31,758	24,198	21,660	19,271
中 国	17,535	25,737	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,676	33,522	32,683	31,074	27,698	25,067	18,385	12,933	10,337
フィリピン	27,228	31,974	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	30,777	28,491	24,741	17,287	12,842	9,329
中国(台湾)	5,241	6,729	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	6,696	6,347	6,031	4,950	4,889	4,774
タ イ	19,093	44,354	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	10,352	8,460	7,314	6,023	4,836	4,264
マレーシア	14,413	38,529	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	6,822	6,397	4,804	2,986	2,661	2,442
ベ ル ー	487	2,783	9,038	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322	7,230	6,624	5,997	5,283	4,481	3,396	2,402	1,794
シンガポール	1,435	1,712	1,914	2,342	2,600	2,850	2,946	3,027	3,084	3,178	3,302	3,494	3,556	3,216	3,075	3,587	2,241	2,207	2,128	2,107	1,789
ブラジル	944	2,703	2,210	2,603	3,104	3,763	5,026	4,334	3,288	3,266	3,578	3,697	3,865	4,728	4,905	2,762	2,286	2,297	1,939	1,645	1,536
スリランカ	2,281	3,217	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,790	3,909	4,242	4,209	4,590	4,042	3,615	2,796	1,952	1,498
そ の 他	45,323	85,467	79,882	73,715	68,622	67,244	66,779	65,834	63,334	59,773	56,586	56,995	57,989	58,206	55,055	50,885	43,273	37,480	28,984	23,851	21,454

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他を含まない。

不法残留者数が過去最高であった平成5年5月1日以降の推移を見ると、5年5月1日現在の不法残留者の国籍（出身地）は、タイが最も多く、次いで韓国、フィリピン、中国、マレーシアの順となっており、23年1月1日現在の順位は韓国が最も多く、次いで中国、フィリピン、中国（台湾）、タイとなっている。

国籍（出身地）別の推移を見ると、韓国は、「短期滞在」の在留資格で行うことのできる活動を行おうとするものに対し、査証免除措置が実施されたことにより、新規入国者数が大幅に増加したにもかかわらず、平成11年1月1日以降一貫して減少傾向にある。タイは5年5月1日以降一貫して減少しており、またマレーシア及びペルーも、それぞれ5年6月1日、7年7月15日に査証取得勧奨措置が採

られたことから、減少傾向にある。中国は6年から14年までは減少していたところ、15年には増加に転じ、16年も引き続き増加したが、17年以降は再び減少傾向にある。フィリピンは10年以降減少していたが、15年から18年にかけて増減を繰り返し、19年以降は減少している。

② 在留資格別

不法残留者数を不法残留となった直前の時点での在留資格別に見ると、「短期滞在」が5万4,220人で最も多く、全体の69.1%を占めている。以下、「留学」4,322人(5.5%)、「興行」3,425人(4.4%)、「研修」1,192人(1.5%)となっており、前年同期と比べ、「短期滞在」は8,949人(14.2%)、「留学」は1,520人(26.0%)、「興行」は695人(16.9%)、「研修」は429人(26.5%)減少している。「短期滞在」は平成5年5月1日以降引き続き減少傾向にあり、「興行」については14年1月1日に増加に転じ、その後も引き続き増加していたが、17年1月以降減少傾向にある。「留学」についても13年1月1日から増加していたが、18年1月以降減少に転じている(表17)。

表17 在留資格別不法残留者数の推移

(人)

年月日	平成18年 1月1日	19年 1月1日	20年 1月1日	21年 1月1日	22年 1月1日	23年 1月1日
在留資格						
総数	193,745	170,839	149,785	113,072	91,778	78,488
短期滞在	134,374	117,289	102,069	76,651	63,169	54,220
留学	14,935	12,729	10,978	8,276	5,842	4,322
興行	10,052	8,162	6,624	5,015	4,120	3,425
研修	3,393	3,333	3,136	2,561	1,621	1,192
その他	30,991	29,326	26,978	20,569	17,026	15,329

※ 「留学」には、不法残留となった時点での在留資格が「就学」(平成22年7月1日施行前の出入国管理及び難民認定法上の在留資格)だった者の数も含まれる。

第 2 節 退去強制手続を執った入管法違反事件の概要

① 退去強制事由別

平成 22 年に退去強制手続を執った入管法違反者は 2 万 4,213 人で、21 年と比べて 8,448 人減少している。このうち、出国命令制度の対象者として入国審査官に引き継いだ者は 5,181 人であった（図 19）。

退去強制事由別内訳を見ると、不法残留 1 万 8,578 人（76.7%）、不法入国 3,867 人（16.0%）、資格外活動 751 人（3.1%）の順となり、依然として不法残留が圧倒的に高い割合を占めている。

国籍（出身地）別では、中国が 7,294 人（30.1%）と最も多く、8 年連続で第一位となった。次いで、フィリピン 5,058 人（20.9%）、韓国 3,215 人（13.3%）の順となり、これら上位 3 か国で全体の 60% 以上を占めている（表 18, 19）。

なお、平成 22 年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していた外国人は 1 万 8,490 人で全体の 76.4% を占めている。



摘発風景

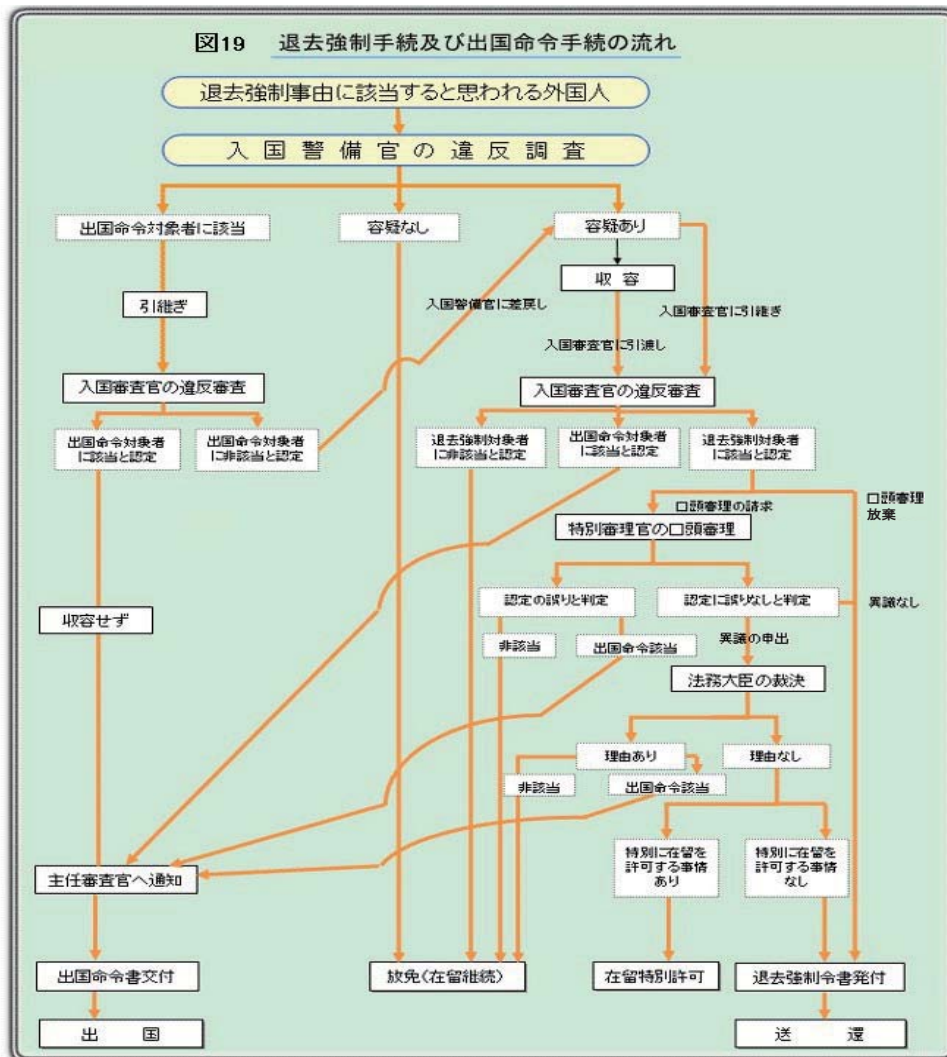


表18 退去強制事由別入管法違反事件の推移

(人)

退去強制事由	年	平成18	19	20	21	22
総数		56,410	45,502	39,382	32,661	24,213
不法入国		10,441	7,454	6,136	5,373	3,867
不法上陸		506	342	253	186	134
資格外活動		1,736	1,409	1,153	810	751
不法残留		42,829	35,417	31,045	25,503	18,578
刑罰法令違反等		898	880	795	789	883
不法就労者		45,929	36,982	32,471	26,545	18,490

表19 国籍(出身地)別入管法違反事件の推移

(人)

国籍(出身地)	年	平成18	19	20	21	22
総数		56,410	45,502	39,382	32,661	24,213
中国		16,269	11,981	10,963	9,522	7,294
フィリピン		10,420	9,185	7,847	6,370	5,058
韓国		8,128	6,560	4,993	3,934	3,215
タイ		3,294	2,467	2,020	1,832	1,475
ベトナム		1,407	1,571	1,708	1,373	887
ペルー		1,306	1,068	1,064	1,216	742
インドネシア		2,443	2,153	2,284	1,632	735
スリランカ		1,624	1,449	1,432	1,171	624
ブラジル		661	663	537	536	581
ネパール		896	647	588	500	319
その他		9,962	7,758	5,946	4,575	3,283

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

以下、退去強制事由別にその事案の特徴を見ることとする。

(1) 不法入国

平成22年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法入国者^(注)数は、21年と比べて1,506人(28.0%)減少して3,867人となり、入管法違反者全体の16.0%を占めている。過去の推移を見ると、15年以降増加傾向にあったものの、18年以降は減少に転じており、入管法違反者全体に占める不法入国者の比率も減少傾向にあることなどから、水際対策の効果が現れているものと思われる。

国籍(出身地)別に見ると、中国が1,212人で最も多く全体の31.3%を占め、次いでフィリピン1,065人(27.5%)、韓国327人(8.5%)の順となっており、平成14年以降、上位2か国の順位に変動は見られない。

利用交通手段別に見ると、平成22年中に退去強制手続を執った不法入国者のうち、航空機による不法入国者数は21年と比べて1,031人(26.6%)減少し2,849人となった。これは、不法入国者全体の73.7%に当たり、依然として航空機による不法入国が多数を占めている。また、船舶による不法入国者数は21年と比べて475人(31.8%)減少し1,018人となった(表20, 21, 22)。

(注) 不法入国者とは、入管法第3条第1項の規定に違反して本邦に入った者をいう。同項においては、有効な旅券を所持しない外国人(有効な乗員手帳を所持する乗員を除く。)(同項第1号)及び入国審査官から上陸許可の証印若しくは第9条第4項の規定による記録又は上陸の許可を受けずに本邦に上陸する目的を有する外国人(同項第2号)は本邦に入ってはならないと規定しており、これに違反した者は不法入国者となる。したがって、有効な旅券や乗員手帳を所持している場合であっても、同項第2号に該当する場合は不法入国者となる。

表 20 国籍（出身地）別不法入国事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	10,441	7,454	6,136	5,373	3,867
中	国	3,999	2,410	2,020	1,648	1,212
フ	ィ	2,059	1,624	1,376	1,237	1,065
リ	ピ					
ン						
韓	国	767	619	478	427	327
タ	イ	988	680	503	416	303
ペ	ー	299	243	261	377	189
イ	ラ	432	382	248	174	133
ン						
イ	ン	232	281	260	269	132
ド	ネ					
ネ	シ					
ア	ア					
ス	ラ	181	151	165	130	82
リ	ン					
カ						
バ	ン	486	349	263	160	79
ン	グ					
ラ	ラ					
デ	デ					
シ	シ					
ユ	ユ					
パ	キ	261	141	82	69	53
キ	ス					
ス	タ					
タ	ン					
ン						
そ	の	737	574	480	466	292
の	他					
他						

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表 21 国籍（出身地）別航空機による不法入国事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	7,549	5,448	4,462	3,880	2,849
フ	ィ	1,956	1,519	1,301	1,153	1,006
リ	ピ					
ン						
中	国	2,088	1,215	942	698	533
タ	イ	934	633	471	387	284
ペ	ー	298	241	261	377	188
韓	国	415	318	224	165	141
そ	の	1,858	1,522	1,263	1,100	697
の	他					
他						

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

表 22 国籍（出身地）別船舶による不法入国事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	2,892	2,006	1,674	1,493	1,018
中	国	1,911	1,195	1,078	950	679
韓	国	352	301	254	262	186
フ	ィ	103	105	75	84	59
リ	ピ					
ン						
バ	ン	232	194	127	78	23
ン	グ					
ラ	ラ					
デ	デ					
シ	シ					
ユ	ユ					
イ	ラ	63	59	46	33	20
ラ	ン					
ン						
そ	の	231	152	94	86	51
の	他					
他						

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(2) 不法上陸

平成 22 年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、入国審査官から上陸の許可等を受けないで本邦に上陸した不法上陸者数は、21 年と比べて 52 人（28.0%）減少し 134 人となったが、これは入管法違反者全体の 0.6%であり、14 年以降おおむね同様の割合で推移している（表 23）。

表23 国籍（出身地）別不法上陸事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成18	19	20	21	22
総数		506	342	253	186	134
トルコ		45	19	39	17	27
中国		231	137	58	50	25
韓国		22	15	17	10	11
フィリピン		10	26	14	14	9
中国（台湾）		8	8	4	6	8
スリランカ		33	38	27	4	8
タイ		21	11	9	18	7
ロシア		10	15	7	4	7
ミャンマー		31	16	25	11	5
インドネシア		12	7	11	1	3
その他		83	50	42	51	24

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 不法残留

平成22年中に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法残留者数は21年と比べて6,925人(27.2%)減少し、1万8,578人となった。これは入管法違反者全体の76.7%に当たる。

国籍（出身地）別に見ると、中国が5,494人で最も多く全体の29.6%を占めており、次いでフィリピン3,797人(20.4%)、韓国2,582人(13.9%)、タイ1,130人(6.1%)、ベトナム783人(4.2%)の順となっている(表24)。

表24 国籍（出身地）別不法残留事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成18	19	20	21	22
総数		42,829	35,417	31,045	25,503	18,578
中国		11,295	8,811	8,326	7,342	5,494
フィリピン		7,879	7,136	6,188	4,960	3,797
韓国		6,847	5,484	4,147	3,104	2,582
タイ		2,232	1,728	1,444	1,347	1,130
ベトナム		1,300	1,435	1,570	1,268	783
インドネシア		2,074	1,837	1,978	1,350	590
ペルー		971	792	779	812	529
スリランカ		1,391	1,244	1,216	1,026	515
ブラジル		482	434	346	375	434
モンゴル		600	506	449	330	239
その他		7,758	6,010	4,602	3,589	2,485

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(4) 資格外活動

我が国に在留する外国人が、資格外活動許可を受けることなく、付与された在留資格以外の報酬を受ける等の就労活動を専ら行っていた場合には、資格外活動として退去強制手続が執られることとなるが、その数は、平成22年は21年と比べて59人(7.3%)減少し751人となった。これは、退去強制手続を執った入管法違反者全体の3.1%である。

国籍（出身地）別に見ると、中国が291人で最も多く全体の38.7%を占めており、次いで韓国207人(27.6%)、フィリピン57人(7.6%)の順となっており、これら上位3か国で全体の73.9%を占めている(表25)。

表 25 国籍（出身地）別資格外活動事件の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	1,736	1,409	1,153	810	751
中	国	469	395	369	266	291
韓	国	412	380	275	306	207
フ	ィ	399	297	189	85	57
ネ	パ	18	21	35	10	45
ベ	ト	32	49	56	15	36
中	国（台湾）	34	48	48	25	29
バ	ン	13	13	26	18	23
イ	ン	4	27	23	8	19
ス	リ	14	8	16	9	15
タ	イ	14	14	14	14	6
そ	の	327	157	102	54	23

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

② 不法就労事件

(1) 概況

平成 22 年に退去強制手続を執った入管法違反者のうち、不法就労していたことが認められた者は 1 万 8,490 人で、入管法違反者全体の 76.4% を占め、我が国に潜伏する不法滞在外国人の多くが不法就労していることを裏付けている。

このような状況は、今日の厳しい雇用情勢にあって、不当に安い賃金で働く不法就労者が日本人労働者の雇用機会を奪う等公正な労働市場を侵害するとの指摘もなされているほか、不法就労者のあっせんブローカーが多額の不当な利益を得る一方で、これら外国人が本来得るべき賃金を搾取されたり、労働災害に遭っても十分な補償が受けられないなど、不法就労者本人の人権上の問題も発生している。

(2) 国籍（出身地）別

不法就労者の国籍は、近隣アジア諸国を中心に 89 か国（出身地）に及び、依然として多国籍の状態にある。

国籍（出身地）別に見ると、中国が 6,039 人で最も多く全体の 32.7% を占めており、次いでフィリピン 3,573 人（19.3%）、韓国 2,590 人（14.0%）、タイ 1,171 人（6.3%）、ベトナム 722 人（3.9%）の順となっており、これら上位 5 か国で全体の 76.2% を占めている。ここ数年の推移を見ると、中国が高い割合を占めている（表 26）。

表26 国籍（出身地）別不法就労事件の推移

(人)

国籍（出身地）		年	平成 18	19	20	21	22
総	数		45,929	36,982	32,471	26,545	18,490
	男		24,759	20,926	19,270	16,522	10,943
	女		21,170	16,056	13,201	10,023	7,547
中	国		13,750	10,223	9,583	8,205	6,039
	男		7,614	5,910	5,950	5,343	3,887
	女		6,136	4,313	3,633	2,862	2,152
フ イ リ ピ ン			7,978	7,075	6,083	4,845	3,573
	男		2,887	2,815	2,559	2,250	1,491
	女		5,091	4,260	3,524	2,595	2,082
韓	国		6,696	5,315	4,077	3,241	2,590
	男		2,232	1,977	1,555	1,306	985
	女		4,464	3,338	2,522	1,935	1,605
タ	イ		2,650	2,013	1,694	1,512	1,171
	男		1,159	985	903	822	645
	女		1,491	1,028	791	690	526
ベ ト ナ ム			1,189	1,318	1,473	1,152	722
	男		630	756	887	741	483
	女		559	562	586	411	239
イ ン ド ネ シ ア			2,286	2,034	2,162	1,557	675
	男		1,521	1,438	1,568	1,230	518
	女		765	596	594	327	157
ス リ ラ ン カ			1,440	1,264	1,278	1,042	554
	男		1,270	1,117	1,150	946	507
	女		170	147	128	96	47
ペ ル			927	785	786	932	487
	男		609	518	532	652	311
	女		318	267	254	280	176
ネ パ ー ル			830	610	535	456	277
	男		568	431	364	340	215
	女		262	179	171	116	62
バ ン グ ラ デ シ ュ			1,176	907	702	490	264
	男		1,114	873	670	473	254
	女		62	34	32	17	10
そ の 他			7,007	5,438	4,098	3,113	2,138
	男		5,155	4,106	3,132	2,419	1,647
	女		1,852	1,332	966	694	491

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

(3) 男女別

不法就労者の男女別構成は、男性が1万943人（59.2%）、女性が7,547人（40.8%）であり、昨年と比べると、女性の割合が増加している。

(4) 就労内容別

不法就労者の就労内容別では、工員が4,168人で最も多く全体の22.5%を占めており、次いでホステス等接客業2,679人（14.5%）、建設作業員2,383人（12.9%）の順となっている。

また、男女別に見ると、男性は工員が最も多く、次いで建設作業員、その他の労務作業員の順となり、女性はスナック等で働くホステス等接客業が最も多く、次いで工員、ウェイトレス等給仕の順となっている（表27）。

表 27 就労内容別不法就労事件の推移

(人)

就労内容	年	平成 18	19	20	21	22
	総	数	45,929	36,982	32,471	26,545
	男	24,759	20,926	19,270	16,522	10,943
	女	21,170	16,056	13,201	10,023	7,547
工	員	12,986	11,572	11,366	8,220	4,168
	男	8,892	7,898	7,670	5,687	2,846
	女	4,094	3,674	3,696	2,533	1,322
ホステス等接客業		7,701	5,809	4,452	3,323	2,679
	男	356	400	429	331	240
	女	7,345	5,409	4,023	2,992	2,439
建設作業	者	5,425	4,458	3,831	3,938	2,383
	男	5,378	4,401	3,792	3,890	2,358
	女	47	57	39	48	25
その他の労務作業	者	3,307	2,792	3,092	2,461	1,715
	男	2,502	2,190	2,342	1,899	1,347
	女	805	602	750	562	368
ウェイトレス・バーテン等		4,008	3,073	2,149	1,487	1,265
	男	1,336	1,190	807	596	464
	女	2,672	1,883	1,342	891	801
その他のサービス業従事者		2,815	1,953	1,483	1,312	1,166
	男	1,026	739	598	533	490
	女	1,789	1,214	885	779	676
そ	の	9,687	7,325	6,098	5,804	5,114
	男	5,269	4,108	3,632	3,586	3,198
	女	4,418	3,217	2,466	2,218	1,916

(5) 稼働場所(都道府県)別

不法就労者の稼働場所を都道府県別で見ると、東京都が3,462人で最も多く全体の18.7%を占めており、次いで神奈川県2,594人(14.0%)、千葉県2,316人(12.5%)、愛知県2,188人(11.8%)、茨城県1,805人(9.8%)の順となっており、依然として不法就労者の稼働場所は首都圏を中心に関東から近畿に及ぶ太平洋岸地域に集中している。関東地区1都6県(東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木)で不法就労者全体の69.4%、中部地区9県(新潟、長野、山梨、富山、石川、福井、静岡、岐阜、愛知)で全体の19.3%と高い割合を占めているが、全国では46の都道府県において不法就労者の存在が確認されている(表28)。



不法就労摘発風景

表 28 稼働場所別不法就労事件の推移

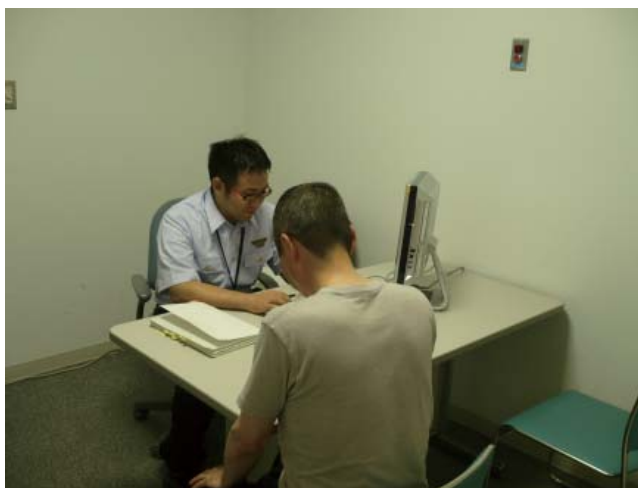
(人)

都道府県	年	平成 18	19	20	21	22
総数		45,929	36,982	32,471	26,545	18,490
東京都		14,447	8,940	5,862	4,618	3,462
神奈川県		4,673	4,499	4,497	3,522	2,594
千葉県		3,773	3,021	2,824	2,784	2,316
愛知県		4,597	4,724	4,801	3,924	2,188
茨城県		2,198	2,243	2,465	2,448	1,805
埼玉県		3,762	3,183	2,784	2,215	1,528
大阪府		1,677	1,548	1,439	1,060	894
群馬県		2,359	1,961	1,980	1,375	717
静岡県		1,255	1,243	1,092	800	439
栃木県		1,345	1,103	1,097	776	401
その他		5,843	4,517	3,630	3,023	2,146

③ 違反審判の概況

(1) 事件の受理・処理

退去強制事由に該当する疑いのある外国人は、入国警備官による違反調査の後、入国審査官に引き渡され、違反審査が行われる。同手続は、入国審査官による違反審査、特別審理官による口頭審理、法務大臣による裁決の三審制の仕組みとなっている。



違反審判風景

平成 22 年における違反審査の受理件数は 2 万 5,731 件であり, 18 年以降連続して減少している(表 29)。

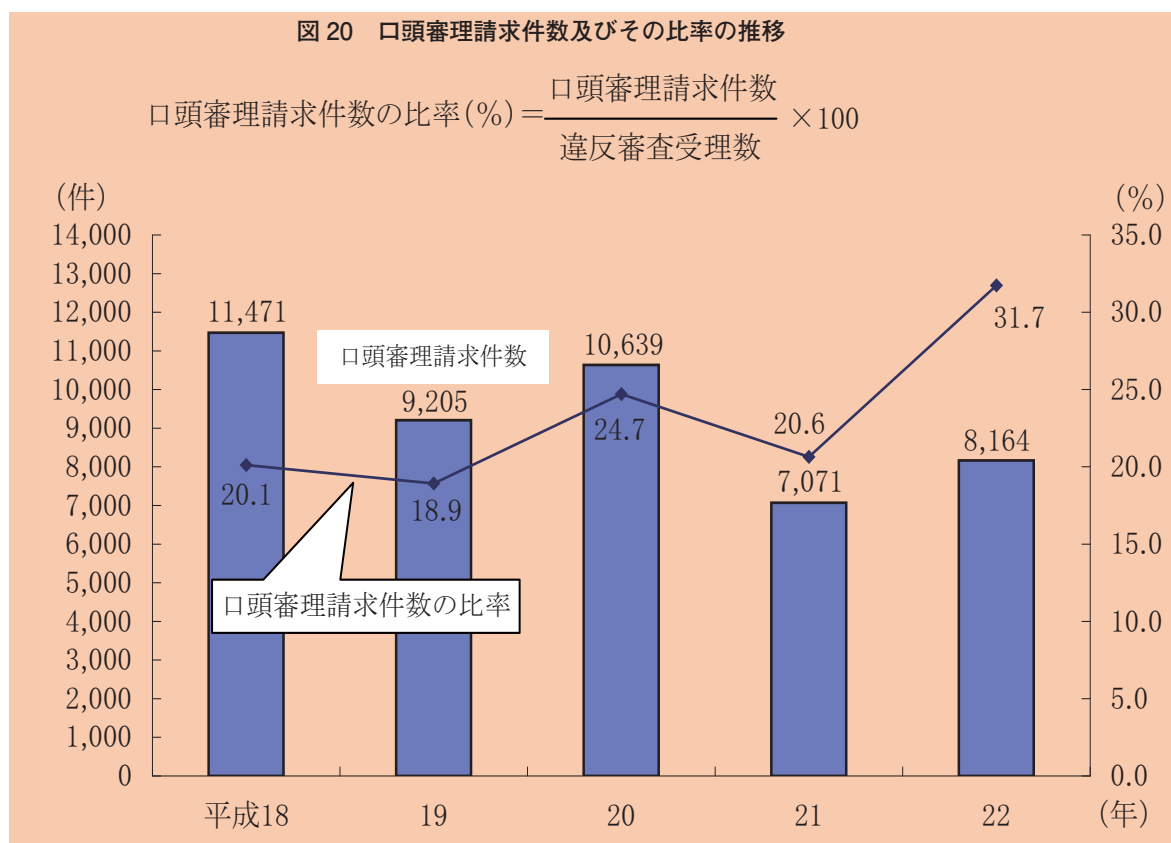
表 29 違反審査・口頭審理・法務大臣裁決の受理件数及び処理状況の推移

(件)

区分		年	18	19	20	21	22	
違反 審査	受 理		57,017 (488)	48,647 (2,918)	43,073 (3,274)	34,247 (1,234)	25,731 (1,375)	
	既 済	非 該 当		3	3	4	2	10
		退去強制令書発付		31,393	26,215	22,179	16,312	11,386
		口 頭 審 理 請 求		11,471	9,205	10,639	7,071	8,164
		出 国 命 令 書 交 付		11,100	9,691	8,477	9,041	5,186
	未 済, そ の 他		3,050	3,533	1,774	1,821	985	
口 頭 審 理	受 理		12,221 (711)	10,101 (846)	11,247 (562)	7,607 (506)	8,777 (587)	
	既 済	非 該 当		-	-	2	-	1
		退去強制令書発付		126	134	166	104	112
		異 議 申 出		11,196	9,361	10,515	6,876	7,949
		出 国 命 令 書 交 付		-	-	-	-	-
未 済, そ の 他		899	606	564	627	715		
裁 決	受 理		11,757 (552)	10,037 (639)	11,280 (682)	7,456 (561)	8,756 (712)	
	既 済	理 由 あ り		3	6	3	1	0
		理 由 な し		11,018	9,245	10,593	6,630	8,107
		出 国 命 令 書 交 付		-	-	-	-	-
未 済, そ の 他		736	786	684	825	649		

(注) 受理件数の()内は前年からの繰越件数で内数である。

また、平成 22 年における違反審査後の口頭審理請求件数は 8,164 件で、違反審査受理数の 31.7% に当たり、いずれも 21 年と比べて増加している（図 20）。



口頭審理における特別審理官の判定を不服として法務大臣へ異議の申出をする件数も、平成 22 年は 7,949 件と増加している（表 29）。

(2) 退去強制令書の発付

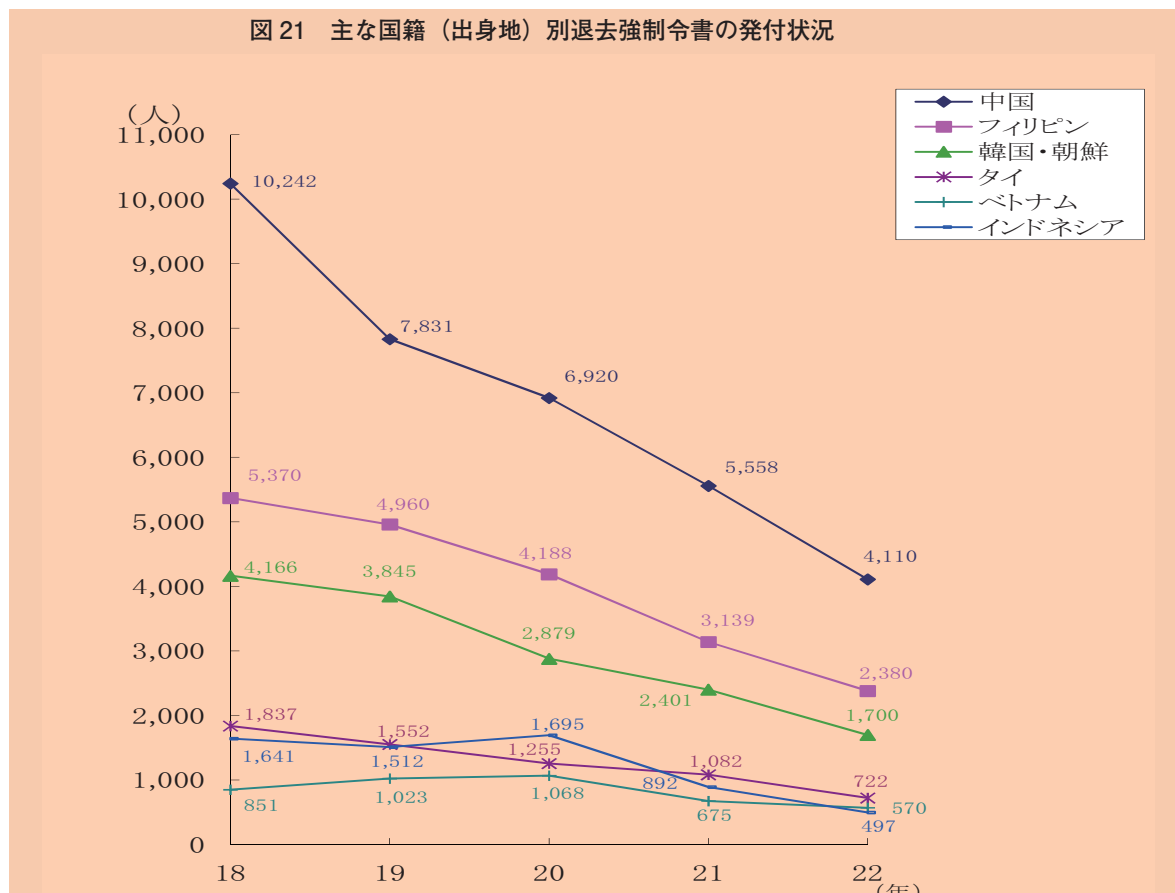
平成 22 年の退去強制令書の発付件数は 1 万 3,277 件で、退去強制事由別に見ると、不法残留が 8,665 件で、全体に占める割合は 65.3%、不法入国の割合は 22.3%となっており、いずれも前年とほぼ同様の比率となっている（表 30）。

表 30 退去強制事由別退去強制令書の発付状況

(件)

退去強制事由	年	平成 18	19	20	21	22
総数		33,202	28,225	24,442	18,436	13,277
不法残留		22,136	19,403	16,966	12,130	8,665
不法入国		7,880	6,188	5,125	4,473	2,956
不法上陸		443	334	241	173	113
資格外活動		1,726	1,367	1,137	813	735
刑罰法令違反		831	738	805	641	477
その他		186	195	168	206	331

また、国籍（出身地）別に見ると、平成 22 年も、中国が 4,110 件で最も多く、全体の 31.0% を占めており、次いでフィリピン 2,380 件（17.9%）、韓国・朝鮮 1,700 件（12.8%）の順になっている（図 21）。



（3）仮放免

平成 22 年に収容令書により収容されていた者が仮放免された件数は、21 年と比べて 170 件減少し 2,095 件となっている。また、退去強制令書により収容されていた者が仮放免された件数は、21 年と比べて 175 件増加し 1,012 件となっている（表 31）。

表 31 仮放免許可件数の推移

(件)

令書の種類	年	平成 18	19	20	21	22
収容令書によるもの		3,658	3,883	1,918	2,265	2,095
退去強制令書によるもの		671	938	819	837	1,012

（4）在留特別許可

平成 22 年に法務大臣が在留を特別に許可した外国人の数は 6,359 人であり、21 年と比べて 1,716 人増加している。

なお、在留特別許可を受けた外国人の多くは、日本人等と婚姻するなど、日本人等との密接な身分関係を有し、また実態として、様々な面で我が国に生活の基盤を築いている状況にある。

在留特別許可件数を退去強制事由別に見ると、平成 22 年は不法残留が 4,939 件（77.7%）で最も多い。次いで、不法入国・不法上陸の占める割合は 16.4% となっており、不法残留、不法入国・不法上陸で全体の 94.1% を占めている（表 32）。

表 32 退去強制事由別在留特別許可件数の推移

(件)

退去強制事由	年	平成 18	19	20	21	22
総数		9,360	7,388	8,522	4,643	6,359
不法残留		7,096	5,586	6,521	3,508	4,939
不法入国・不法上陸		1,915	1,457	1,640	897	1,044
刑罰法令違反等		349	345	361	238	376

平成 22 年に在留特別許可された者を国籍（出身地）別に見ると、中国が 1,098 件（17.3%）、韓国・朝鮮が 815 件（12.8%）となっている（表 33）。

表 33 国籍（出身地）別在留特別許可件数の推移

(件)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総数		9,360	7,388	8,522	4,643	6,359
中国		1,827	1,304	1,669	857	1,098
韓国・朝鮮		1,523	1,106	1,416	663	815
その他		6,010	4,978	5,437	3,123	4,446

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

4 送還の概況

平成 22 年の被送還者数は、21 年と比べて 5,017 人（27.5%）減少し 1 万 3,224 人となった。

国籍（出身地）別に見ると、中国が 4,266 人で最も多く全体の 32.3% を占めており、次いでフィリピン 2,439 人（18.4%）、韓国 1,715 人（13.0%）、タイ 726 人（5.5%）、ベトナム 569 人（4.3%）の順となっている（表 34）。

表 34 国籍（出身地）別被送還者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総数		33,018	27,913	23,931	18,241	13,224
中国		10,251	7,516	6,805	5,475	4,266
フィリピン		5,453	5,128	4,385	3,194	2,439
韓国		4,193	3,798	2,873	2,423	1,715
タイ		1,845	1,553	1,260	1,113	726
ベトナム		864	1,018	1,023	709	569
インドネシア		1,672	1,452	1,596	885	502
スリランカ		1,139	1,090	1,046	684	419
ペルー		655	518	495	674	384
ブラジル		217	307	268	307	226
バングラデシュ		1,076	847	627	380	223
その他		5,653	4,686	3,553	2,397	1,755

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

送還方法別に見ると、送還費用を自己負担する「自費出国」による送還が全体の 96.9% を占めており、所持金のない者などの送還費用を国費で負担した被送還者数は、291 人となっている（表 35）。

表 35 送還方法別被送還者数の推移

(人)

送還方法	年	平成 18	19	20	21	22
総数		33,018	27,913	23,931	18,241	13,224
自費出国		31,911	26,818	23,093	17,569	12,812
入管法 59 条による送還		852	690	407	200	106
国費送還（個別送還）		239	361	383	438	291
国費送還（集団送還）		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0
国際受刑者移送条約		16	44	48	34	15

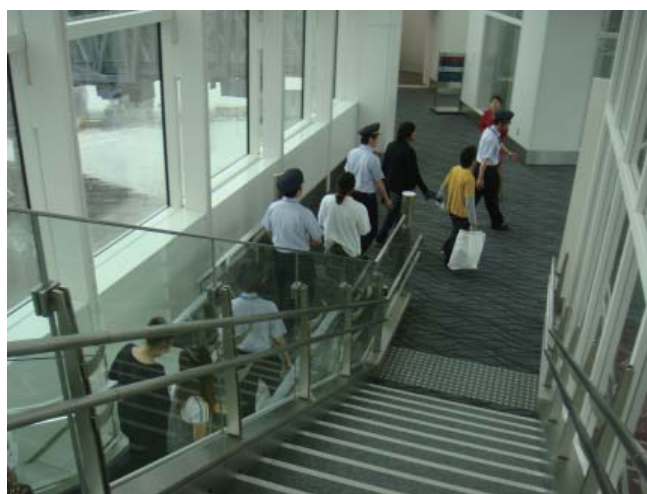
(注1)「国費送還（集団送還）」は、日本政府及び被送還者の所属国政府の費用負担により送還した場合等である。

(注2)「その他」は、被送還者の所属国政府の費用負担により送還したものである。

(1) 国費送還

入管法違反者の滞在期間が長期化し、在留態様も多様化しているところ、被退去強制者の中には、疾患を有する者、様々な理由で送還を忌避する者、帰国費用を調達することができない者等がいるが、これらの外国人のうち、平成 22 年にそれぞれの状況等を勘案して国費により送還した者は、21 年の 438 人と比べて 147 人（33.6%）減少し 291 人となった。

なお、集団で密航し、水際で検挙された中国人不法入国者については集団送還を実施していたが、集団密航の認知件数が極めて少なくなったことから、平成 16 年以降は集団送還を実施していない。



送還風景

(2) 自費出国

被送還者のうち、平成 22 年に自費出国した者は 21 年と比べて 4,757 人（27.1%）減少し 1 万 2,812 人となった。

自費出国する者は、例年、被送還者全体の 95% 前後で推移しており、旅券、航空券又は帰国費用など送還に必要な要件が整い次第速やかに送還している。

送還に必要な要件が整っていない者については、退去強制手続と並行して、当該外国人から日本国内又は本国にいる関係者に連絡を取るよう指導し帰国費用等の調達に努めさせたり、旅券を所持しない者については、入国管理局から在日外国公館に対して旅券の早期発給に係る申入れを行うなどして早期送還に努めている（表 36）。

表 36 国籍（出身地）別自費出国による被送還者数の推移

(人)

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総	数	31,911	26,818	23,093	17,569	12,812
中	国	9,831	7,274	6,686	5,390	4,232
フ	ィ	5,340	4,988	4,242	3,096	2,368
リ	ピ					
ン						
韓	国	4,155	3,763	2,836	2,402	1,704
タ	イ	1,766	1,503	1,214	1,084	717
ベ	ト	861	1,011	1,008	695	564
ト	ナ					
ナ	ム					
イ	ン	1,663	1,438	1,549	878	496
ン	ド					
ネ	シ					
ア	ア					
ス	リ	1,089	1,021	986	667	404
ラ	ン					
カ	カ					
ペ	ル	629	482	460	617	328
ル						
バ	ン	1,068	831	610	368	218
ン	グ					
ラ	ラ					
デ	デ					
シ	シ					
ユ	ユ					
ネ	パ	618	492	408	274	210
パ	ー					
ー	ル					
そ	の	4,891	4,015	3,094	2,098	1,571
の	他					

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(3) 運送業者の責任と費用による送還

航空会社等の運送業者は、一定の要件の下で被退去強制者とその責任と費用により送還（入管法第 59 条による送還）する必要がある^(注)が、その数は平成 22 年は 106 人であり、21 年と比べて 94 人（47.0%）の減少となった（表 35）。

(注) 運送業者は、船舶等の長とともに乗員や乗客を掌握すべき立場にあり、入管法上、一定の責任と義務が課されているが、その一つとして、その責任と費用で一定の要件に該当する外国人を速やかに本邦外の地域へ送還することが義務付けられている（同法第 59 条）。

例えば、上陸を拒否され退去命令を受けているにもかかわらず退去しなかったり、特例上陸許可を受けて上陸したものの、不法残留したりする外国人などの場合がこれに当たる。

⑤ 出国命令事件

(1) 概要

出国命令制度は、不法滞在者の自主的な出頭を促すため、平成 16 年の入管法改正において新たに創設された制度であり、同年 12 月 2 日から実施している。同制度では、自ら当局に出頭した不法残留者が一定の要件に該当する場合には、身柄を收容することなく簡易な手続で迅速に出国させることとなる（図 19）。なお、退去強制手続により送還された不法残留者の上陸拒否期間は 5 年又は 10 年のところ、出国命令を受けて出国した者の上陸拒否期間については、出国を促す観点から 1 年となっている。

(2) 違反調査

平成 22 年に出国命令手続を執り入国警備官が入国審査官に引き継いだ者は 5,181 人で、入管法違反者全体の 21.4% を占めている。

ア 国籍（出身地）別

国籍（出身地）別に見ると、中国が 2,221 人で最も多く全体の 42.9% を占めており、次いでフィリピン 749 人（14.5%）、韓国 727 人（14.0%）、タイ 230 人（4.4%）、ベトナム 189 人（3.6%）の順となっており、これら上位 5 か国で全体の 79.4% を占めている（表 37）。

表 37 国籍（出身地）別出国命令による引継者数（平成 22 年）

(人)

国籍（出身地）	適条	総数	24-2-3	24-4-ロ	24-6	24-6-2	24-7
総	数	5,181	5	4,938	85	0	153
中	国	2,221	5	2,182	20	0	14
フ	ィ	749	0	664	21	0	64
リ	ピ						
ン							
韓	国	727	0	718	1	0	8
タ	イ	230	0	196	20	0	14
ベ	ト	189	0	182	0	0	7
ナ	ム						
イ	ン	183	0	170	7	0	6
ド	ネ						
ネ	シ						
シ	ア						
ス	リ	151	0	145	2	0	4
ラ	ン						
カ							
ペ	ル	93	0	79	0	0	14
モ	ン	81	0	77	4	0	0
ン	ゴ						
ゴ	ル						
マ	レ	67	0	67	0	0	0
レ	ー						
シ	ア						
マ	レ						
シ	ア						
そ	の	490	0	458	10	0	22
の	他						

(注) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

イ 適条別

適条別に見ると、入管法第 24 条第 4 号ロ該当容疑が 4,938 人と最も多く全体の 95.3% を占めており、次いで同法第 24 条第 7 号該当容疑が 153 人、同法第 24 条第 6 号該当容疑が 85 人の順となっている。

(3) 審査

ア 事件の受理・処理

平成 22 年における出国命令事件の受理件数は 5,181 件であり、違反審査受理件数全体の 20.1% となっている。

出国命令対象者については、自ら出国を希望して出頭しているものであることから、入国警備官からの引継ぎ後速やかに処理している。

イ 出国命令書の交付

平成 22 年に出国命令対象者であるとして出国命令書の交付を受けた者は 5,186 人であった。

これを国籍（出身地）別に見ると、中国が 2,220 人で最も多く全体の 42.8% を占めており、次いでフィリピン 754 人（14.5%）、韓国・朝鮮 728 人（14.0%）、タイ 229 人（4.4%）、ベトナム 189 人（3.6%）となっており、上位 5 か国で全体の 79.4% を占めている（表 38）。

表 38 国籍（出身地）別出国命令書の交付状況

（件）

国籍（出身地）	年	平成 18	19	20	21	22
総数		11,100	9,691	8,477	9,041	5,186
中国		3,516	3,153	3,136	3,200	2,220
フィリピン		1,582	1,486	1,141	1,329	754
韓国・朝鮮		1,992	1,616	1,142	885	728
タイ		429	313	222	288	229
ベトナム		343	359	472	603	189
インドネシア		701	623	590	707	183
スリランカ		349	312	238	327	151
ペルー		250	239	212	367	93
モンゴル		240	210	153	126	82
マレーシア		214	196	123	139	67
その他		1,484	1,184	1,048	1,070	490

（注）表中「中国」には、台湾、香港、その他は含まない。

（4）出国確認

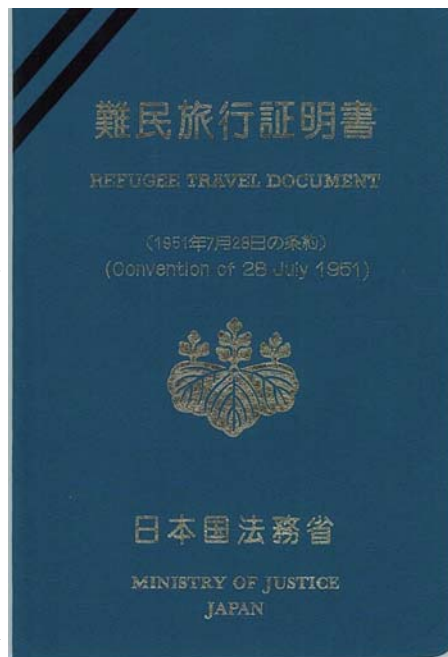
出国命令対象者は在留期限内に出国する外国人と同様、出国港において ED カード 1 通を入国審査官に提出し出国の証印を受けるとともに、入国審査官に自らの出国命令書を提出する必要がある。

第3章 難民認定業務等の状況

我が国は、難民の受入れを国際社会において果たすべき重要な責務と認識し、昭和56年に難民条約に、次いで57年には難民議定書（以下、難民条約と難民議定書を合わせて「難民条約等」という。）に順次加入するとともに、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきたところである（注）が、近年、国際情勢が刻々と変化する中で、世界の各地で起こる地域紛争や各国国内情勢の不安定化等を反映し、我が国における難民認定申請者数は増加傾向にあり、それに伴って我が国社会の関心も増大してきている。

我が国としては、これらの状況を踏まえ、より公正な手続によって難民の適切かつ迅速な庇護を図る観点から難民認定制度を見直すこととし、仮滞在許可制度の新設及び難民審査参与員制度の新設等を含む改正入管法が平成17年5月16日から施行されている。

入国管理局としては、難民認定制度を適正に運用するとともに、組織及び審査体制を整備強化する等して迅速かつ適切な処理に努めている。



難民旅行証明書

第1節 難民認定の申請及び処理

① 難民認定申請

平成22年に我が国において難民認定申請を行った者は1,202人であり、21年に比べ186人減少したものの、前年に引き続き高い水準で推移している（表39）。

表39 難民認定申請数の推移

	平成18年	19年	20年	21年	22年
申請数	954	816	1,599	1,388	1,202

(人)

申請者の国籍は51か国にわたり、主な国籍は、申請の多い順にミャンマー 342人、スリランカ 171人、トルコ 126人、ネパール 109人、インド 91人となっている。

また、申請者の申請時における在留態様は、正規在留者が668人（55.6%）、不正規在留者が534人（44.4%）であり、不正規在留者のうち、自ら出頭して申請した者は148人（27.7%）、収容令書又は退去強制令書が発付された後に申請を行った者は386人（72.3%）となっている。

なお、申請者の約2割に当たる223人が、過去に難民認定申請を行ったことがある者である。

（注）我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、また、57年1月1日に難民議定書に加入し、この難民条約と難民議定書は、57年1月1日に我が国に対して効力が生じた。

② 難民認定申請の処理

平成22年における難民認定申請の処理は、21年に比べ393人（21.3%）減少した。その内訳は、難民と認定した者26人、難民と認定しなかった者1,336人、申請を取り下げた者等93人であった（表40）。

表40 難民認定申請の処理数の推移

	平成18年	19年	20年	21年	22年
処 理 数	459	544	918	1,848	1,455

(人)

なお、難民条約等に規定する難民の定義には該当せず、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の状況等により帰国が困難である者又は日本で在留を認めるべき特別な事情がある等の特別な事情がある者に対しては、諸般の事情を考慮した上で、出入国管理行政の枠の中で柔軟に対応しているところであり、平成22年は363人が在留を認められている（表41）。

表41 庇護数の推移

	平成18年	19年	20年	21年	22年
難 民 認 定	34	41	57	30	39
人 道 配 慮	53	88	360	501	363
庇 護 数	87	129	417	531	402

(人)

(注) 認定の数は、難民不認定とされた者のうち、異議申立ての結果、認定された数を含んだ数である。

③ 仮滞在許可制度の運用状況

平成22年における仮滞在許可^(注1)者は65人で、21年に比べ7人減少した。

仮滞在の許可の可否を判断した人数は558人であるが、許可対象とならなかった者について、その主な理由は、

- 本邦に上陸した日（本邦にある間に難民となる事由が生じた者にあつては、その事実を知った日）から6か月を経過した後に難民認定申請をしたこと …374人
- 既に退去強制令書の発付を受けていたこと …246人

である（注2）。

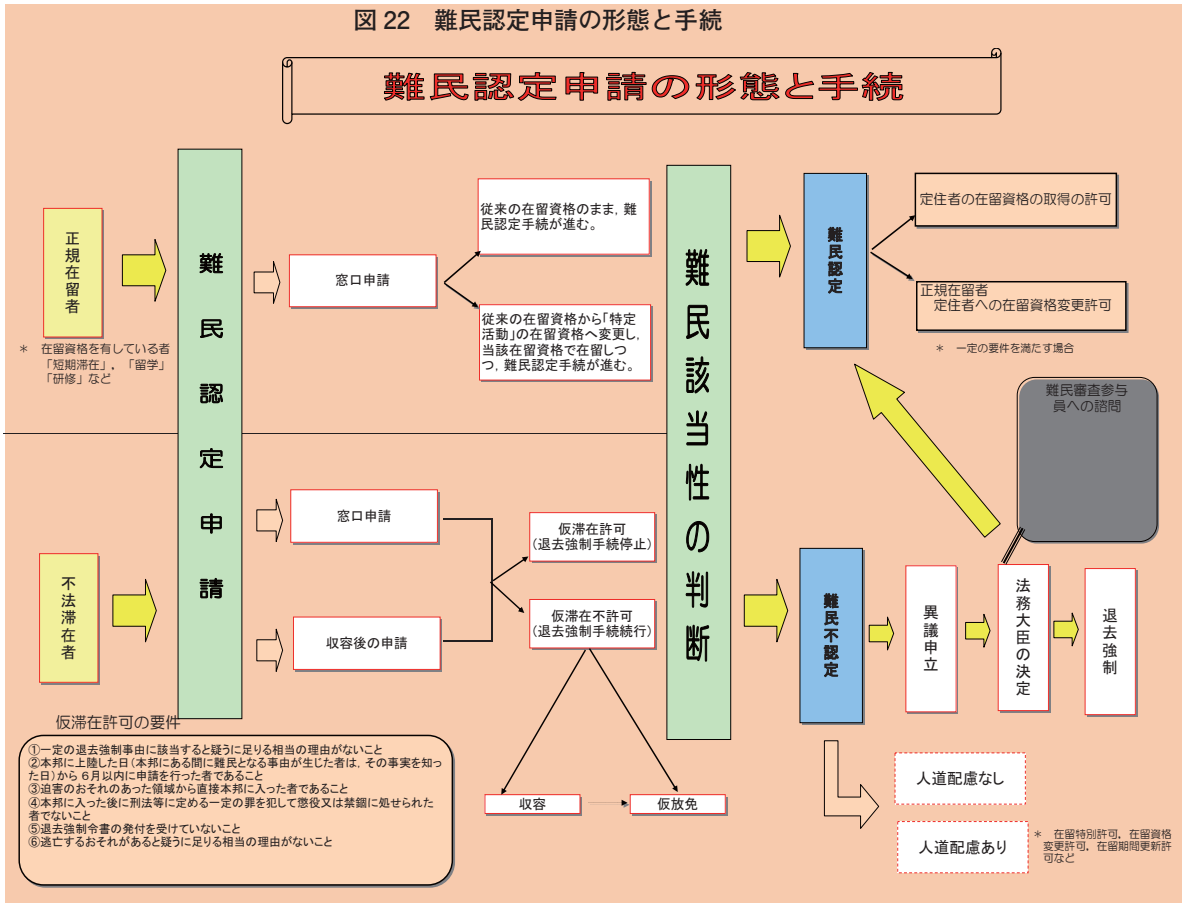
第2節 異議申立て

① 異議申立て

平成22年に難民の認定をしない処分等（以下「難民不認定処分等」という。）に対する異議申立てを行った者は859人であり、21年と比べ297人減少した（表42）。

(注1) 「仮滞在許可」とは、不法滞在者である難民認定申請中の者の法的地位の安定化を速やかに図ることを目的として、これら不法滞在者を始めとする在留資格未取得外国人から難民認定申請があった場合、入管法第61条の2の4第1項に定める要件に該当する場合を除き、その者に仮に本邦に滞在することを許可する制度である。

(注2) 1人の申請者について許可しなかった理由が複数ある場合は、そのすべてを計上している（図22）。



2 異議申立ての処理

平成 22 年における異議申立ての処理は 451 人であり、21 年に比べ 143 人（約 1.5 倍）増加した。その内訳は、異議申立てに理由があるとされた者 13 人（前年 8 人）、異議申立てに理由がないとされた者 325 人（前年 230 人）、異議申立てを取り下げた者等 113 人（前年 70 人）であった（表 42）。

表 42 難民不認定処分に対する異議申立数及び処理状況の推移

(人)

区分	年	昭和 57 ~ 平成 17	18	19	20	21	22	総数
難 民 不 認 定		2,773	389	446	791	1,703	1,336	7,438
異議申立て(異議申出)		1,862	340	362	429	1,156	859	5,008
決 定 等	理 由 あり	32	12	4	17	8	13	86
	理 由 なし	1,425	127	183	300	230	325	2,590
	取 下 げ 等	295	33	34	34	70	113	579

(注) 平成 17 年 5 月 16 日に施行された改正入管法により「異議申立て」手続が新設されたことから、同法施行以前になされた異議の申出は、施行後に「異議申立て」に読み替えられることになった。

第 3 節 難民審査参与員制度の意義と運用状況

難民異議申立手続の公正性・中立性を図るべく、平成 17 年 5 月に難民審査参与員制度が発足し、法務大臣は、難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定に当たっては、難民審査参与員の意見を聴かなければならないものとされた。

難民審査参与員は、人格が高潔であって、難民認定に係る異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者から任命することとされ、UNHCR、日本弁護士連合会、難民事業本部等からの推薦を受けて、法務大臣が任命している。

法務大臣は、異議申立てを受けたすべての案件について、難民審査参与員の意見を聴かなければならないとされており、これに先立ち、異議申立人等がその意見を述べる口頭意見陳述及び、難民調査官や難民審査参与員が異議申立人等に対して質問をする審尋が行われている。

平成22年における口頭意見陳述・審尋期日の開催回数は延べ541回である。

難民審査参与員は、口頭意見陳述・審尋期日の実施後、他の難民審査参与員と意見を交換した上、意見書を作成して法務大臣に提出する。

平成22年に難民審査参与員から意見書が提出された案件数は533件である。

なお、法務大臣において、難民審査参与員の意見（意見が分かれたものについては多数意見）と異なる処理をした例はない。

第4節 一時庇護のための上陸の許可

一時庇護のための上陸の許可は、船舶等に乗っている外国人が難民に該当する可能性があり、かつ、その者を一時的に上陸させるのが相当であると思料するときに、所定の手続に従い、入国審査官が与えるものである。

過去5年間（平成18年から22年まで）を見ると110件の申請があり、4件許可している。

第 4 章 人身取引対策の推進及び外国人DV被害者の適切な保護

第 1 節 人身取引対策の推進

① 人身取引被害者の保護

人身取引は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められている。これは人身取引が、その被害者、特に女性と児童に対して、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その損害の回復が困難であるためであり、関係省庁は平成 16 年 12 月に策定された「人身取引対策行動計画」及び平成 21 年 12 月に策定された「人身取引対策行動計画 2009」により対応しているところである。

入国管理局が平成 22 年に人身取引の被害者として保護（帰国支援を含む。）の手續を執った外国人は 29 人（前年 20 人）となっており、国籍別の内訳は、フィリピン 26 人（前年 10 人）、タイ 1 人（前年 8 人）、中国 1 人（前年 1 人）、韓国 1 人（前年 0 人）となっている。

被害者 29 人のうち、正規在留者は 23 人（前年 9 人）、不法残留等入管法違反となっていた者は 6 人（前年 11 人）であった。なお、入管法違反となっていた被害者全員について、在留特別許可した（表 43）。

被害者数は入国管理局が統計を取り始めた平成 17 年に 115 人保護した後大幅に減少し、ここ数年は 20～30 人前後で推移しているが、これは、人身取引対策行動計画の下、政府一体となって総合的・包括的な人身取引対策に取り組んでいることや、在留資格「興行」に係る上陸許可基準（省令）の見直しや厳格な上陸審査の実施などの人身取引の防止のための対策が一定の効果を上げていることによるものと考えられる（表 44）。

なお、近年は、日本人と結婚するなどして「日本人の配偶者等」などの活動制限のない在留資格により入国し、被害者となる事案が多く見られるようになっている。

表 43 人身取引の被害者数（平成 22 年）

(人)

国籍	内訳	人身取引の被害者		合計
		正規在留者	入管法違反者 (うち在留特別許可)	
フィリピン		22	4 (4)	26
タイ		0	1 (1)	1
中国		0	1 (1)	1
韓国		1	0 (0)	1
総数		23	6 (6)	29

(注 1) 表中「中国」には台湾、香港、その他は含まない。

(注 2) 正規在留 23 人の在留資格の内訳は、「日本人の配偶者等」11 人、「定住者」6 人、「興行」5 人、「短期滞在」1 人となっている。

また、在留特別許可 6 人の違反形態は、不法入国 5 人、不法残留（「短期滞在」からの不法残留）1 人となっている。

表 44 人身取引被害者数の推移

(人)

被害者数・内訳	年	平成 17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年
人身取引被害者総数		115	47	40	28	20	29
正規在留者		68	20	27	11	9	23
入管法違反者 (うち在留特別許可)		47 (47)	27 (27)	13 (13)	17 (17)	11 (11)	6 (6)

② 人身取引加害者の退去強制

平成22年に入国管理局が人身取引の加害者として退去強制した者は4人（前年6人）であり、国籍別の内訳は、タイ2人、中国（台湾）1人、インドネシア1人となっている。

なお、平成21年はタイ3人、中国（台湾）3人を退去強制している。

第2節 外国人DV被害者の適切な保護

① 概要

配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、人身取引事案と同様、人道的観点から迅速・的確な対応を求められている。

入国管理局においては、DVが重大な人権侵害である等の観点から、DV被害者である外国人に対しては、関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする一方、DV被害のために別居を余儀なくされたり、提出資料が用意できない被害者からの在留期間の更新申請や、DV被害を要因として在留資格の変更が必要となった被害者からの在留資格の変更申請については、原則としてこれを許可し、また、DV被害を原因として不法残留等の入管法違反となっている場合は、在留を特別に許可するなど適切に対応しているところである。

また、平成20年1月に施行された、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正法及び同法施行に合わせて作成された「配偶者からの暴力及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」を受け、同年7月には、被害者の一層の保護を促進するため、DV被害を受けている外国人を認知した場合の対応等を定めた措置要領を作成した上で、地方入国管理局に周知するとともに、事案を認知した際は速やかに報告するよう通知した。

(注) 平成17年の入管法改正により、「人身取引等を行い、唆し、又はこれを助けた者」が退去強制の対象（入管法第24条第4号ハ）となった。

② 外国人DV被害者の認知件数

入国管理局では、被害者の保護を旨とし、関係機関との連携を図りつつ、在留審査又は退去強制手続において、被害者本人の意思及び立場に十分配慮しながら、個々の事情を勘案し、人道上の観点から適切に対応しているところ、平成 22 年中に、在留期間更新申請や退去強制手続の過程等において把握した外国人DV被害者は 77 人であった。

認知した被害者については、個々の事情を勘案し、そのほとんどの者について在留期間更新許可や在留特別許可等したが、手続途中で連絡が取れなくなった者、入管法違反となった後にDV被害を受けたもので、その他在留を特別に許可すべき事情が認められなかった者など 5 人について在留期間更新許可申請等不許可又は退去強制した（表 45）。

表 45 DV被害者把握状況（平成 22 年）

(人)

国籍	認知状況	期間更新等	退去強制手続	相談のみ	合計
フィリピン		36	6	5	47
中国		7	1	2	10
韓国		4	0	0	4
ロシア		3	0	0	3
タイ		1	1	0	2
ブラジル		1	1	0	2
アフガニスタン		0	0	1	1
カンボジア		0	0	1	1
コロンビア		1	0	0	1
コンゴ		1	0	0	1
ベトナム		1	0	0	1
ペルー		1	0	0	1
モンゴル		0	1	0	1
ルーマニア		1	0	0	1
無国籍		1	0	0	1
総数		58	10	9	77

(注) 表中「中国」には、台湾、香港、その他を含まない。

第5章 外国人登録の実施状況

第1節 新規登録及び登録の閉鎖

外国人登録は、外国人が我が国に入国し、あるいは我が国で出生した場合などの際に登録の申請（新規登録）をすることから始まり、その外国人の我が国からの出国、あるいは死亡等による登録原票（注）の閉鎖によって終了する。

新規登録の総数は、平成21年は27万1,013件であったところ、22年は25万4,577件で1万6,436件減少している。

平成22年の新規登録の事由別件数についてその構成比を見ると、入国によるものが24万2,169件で全体の95.1%を占め、次いで出生4.7%、日本国籍離脱・喪失0.04%の順となっている（表46）。

表46 事由別新規登録及び登録閉鎖の状況

(件)

区分		年	平成15	16	17	18	19	20	21	22
新規登録	総数		364,868	376,272	377,510	336,684	337,684	324,775	271,013	254,577
	入国		352,983	364,068	365,725	324,259	324,330	310,755	258,492	242,169
	出生		11,177	11,464	11,122	11,844	12,902	13,524	12,127	11,986
	日本国籍離脱・喪失		60	111	74	98	89	75	77	93
	その他		648	629	589	483	363	421	317	329
登録閉鎖	総数		286,370	317,334	302,685	312,655	263,495	262,999	305,575	296,289
	出国		261,259	292,474	279,919	290,352	240,680	241,936	282,083	274,271
	日本国籍取得		18,566	17,728	16,053	15,376	15,634	13,909	16,266	13,932
	死亡		5,712	5,742	6,039	5,938	6,168	6,115	6,188	6,686
	その他		833	1,390	674	989	1,013	1,039	1,038	1,400

登録原票閉鎖総数は、平成21年は30万5,575件であったところ、22年は29万6,289件で、9,286件減少している。

平成22年の登録原票の閉鎖件数について事由別構成比を見ると、出国によるものが27万4,271件で全体の92.6%を占め、次いで、日本国籍取得によるもの4.7%、死亡によるもの2.3%の順となっている。

第2節 変更登録

登録原票に登録されている事項の中には、居住地、在留の資格、在留期間、職業など新規登録後の事情の変更等によって変わるものがあるので、登録原票や登録証明書の記載を事実と合致させるため、登録されている事項に変更が生じたときは、所定の期間内に変更登録申請を行うことを外国人に対し義務付けている。

また、市区町村又は都道府県の廃置分合、境界変更又は名称の変更により、登録原票の記載が事実と合わなくなったときは、市区町村の長が職権により変更登録することとなる。



外国人登録証明書

(注) 登録原票とは、我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を記載した外登法上の原簿のこと。

変更登録総数は、平成 21 年は 227 万 9,971 件であったところ、22 年は 222 万 6,733 件で、5 万 3,238 件減少しており、居住地変更登録及び市区町村等の廃置分合等による変更登録の件数、居住地以外の変更登録申請件数のいずれも前年より減少している（表 47）。

表 47 変更登録の状況

(件)

区分	年	居住地	居住地以外	総数
昭和 35		174,637	100,834	275,471
40		154,922	198,419	353,341
45		148,578	266,792	415,370
50		137,195	346,942	484,137
55		164,026	374,366	538,392
60		141,276	445,040	586,316
平成 2		216,713	883,814	1,100,527
7		317,807	980,901	1,298,708
12		388,279	1,175,414	1,563,693
13		411,405	1,090,251	1,501,656

区分	年	居住地	居住地以外	総数
14		411,268	1,208,054	1,619,322
15		453,489	1,347,221	1,800,710
16		480,309	1,426,824	1,907,133
17		569,793	1,448,000	2,017,793
18		566,549	1,612,858	2,179,407
19		572,062	1,734,259	2,306,321
20		519,887	1,750,955	2,270,842
21		531,933	1,748,038	2,279,971
22		505,150	1,721,583	2,226,733

(注 1) 平成 7 年度までは「年度」単位での集計、12 年以降は暦年での集計となっている。

(注 2) 「居住地」に係る変更登録件数には市町村等の廃置分合等による変更登録を含む。

第 3 節 登録証明書の切替（登録事項の確認）

新規登録後の登録の正確性を維持するため、登録している外国人は、一定期間ごとに市区町村長に対し登録原票の記載が事実合っているかどうかの「確認」の申請をすることが義務付けられており、当該市区町村長による所定の確認を受けると、登録証明書は切り替えられ、新しい登録証明書が交付される。

平成 22 年の登録確認（切替）申請件数は 22 万 9,529 件であり、前年をやや上回った（表 48）。

表 48 登録確認の状況

(件)

区分	年	確認
昭和 40 ※		485,439
45		77,341
50		117,087
55 ※		422,568
60 ※		338,522

区分	年	確認
平成 2		337,760
7		260,014
12		290,095
13		220,069
14		215,815

区分	年	確認
15		213,549
16		269,735
17		230,220
18		200,793
19		274,369

区分	年	確認
20		230,384
21		227,385
22		229,529

(注 1) 「※」は、登録証明書の切替年度。

(注 2) 平成 7 年度までは「年度」単位での集計、12 年以降は暦年での集計となっている。

なお、登録の確認は、昭和 55 年の外登法の改正により、登録証明書を著しくき損し、又は汚損した場合の引替交付、紛失、盗難又は滅失により登録証明書を失った場合の再交付の手続の際にも行うこととされた。62 年の同法改正においては、それまで 5 年ごとであった確認申請の期間を、原則として 5 回目の誕生日ごととし、平成 11 年の同法改正においては、当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは 7 回目の誕生日とされた。

第 4 節 地方公共団体と外国人登録

我が国に在留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするために収集された登録記録は、外国人の出入国管理を始めとする国の各行政分野のみならず、地方公共団体、とりわけ市区町村による住民行政又はそれと密接に関連するそれぞれの行政分野においても幅広く利用されており、市区町村の事務に

不可欠なものとなっている。

また、在留外国人又はその代理人、国の機関等は、公的又は私的な関係において当該外国人の居住関係や身分関係を立証あるいは把握等するための資料を必要とすることがあるが、こうした外国人等からの請求に基づき、市区町村長は、行政証明事務として登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書を交付しており、平成22年における交付件数は155万3,726件であった。

外国人登録の事務は、全国を通じて統一的に実施される必要があるため、入国管理局においては、市区町村職員の外国人登録関係法令の知識習得と外国人登録事務の適正かつ効率的な運営を確保するため、外国人登録事務に従事する市区町村職員を対象とした中央研修を実施しているほか、各都道府県単位で実施している研修会に入国管理局の職員を講師として派遣し、適正な事務取扱いの周知徹底を図っている。